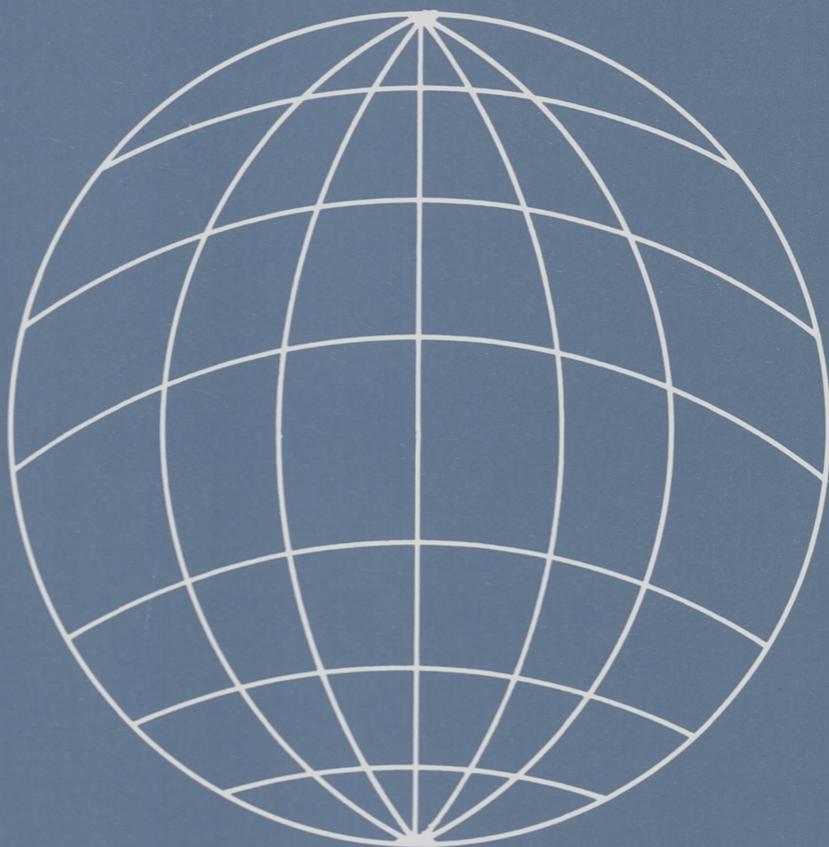


海外社会保障情報

No. 59

September 1982



社会保障研究所

Shakai-Hoshu
Kenkyukai

レーガン政権下のアメリカの福祉政策

水 田 邦 雄

在米日本大使館一等書記官

はじめに

西欧福祉国家との対照において米国福祉政策のあり方は、いま1つの選択肢として我が国においても関心を持たれることが多い。ことにレーガノミクスが喧伝されるに及んで、その傾向に拍車がかかっているように思える。確かに、レーガン政権は公的福祉が、他の公共部門（安全保障は別枠とされるが）とともに調整期に入っていることを卒直に明言し、福祉政策というよりはむしろ福祉調整政策の推進を図っている。しかし、経済ないし財政の論理のみをもって、かかる施策を実施することが難しいのは米国においても同様である。大統領選挙の勝利の波に乗る初年度のレーガン政権の下においてさえ社会保障年金改革を果たし得なかったことは示唆に富む。すなわち、福祉の論理を抜きにしては、「手直し」以上の改革は難しいことを示すものといえよう。本稿においては、発足後2年目を迎えたレーガン政権が、経済の低成長期における福祉のあり方という先進諸国に共通する課題に、どのように取り組んでいるのかについて素描を試みることにしたい。

1. 米国福祉の課題

周知のとおり、米国においても人口構造の高齢化が進行している。1980年の国勢調査結果によれば、総人口2億2,702万人中65歳以上人口は2,554万人で、総人口比では11.3%となっている。日本と比較すれば、10年程度老齢化が進行しているといえよう。

表1 米国人人口の推移

	総 人 口 A	65歳以上 人口 B	B/A
	千人	千人	%
1950	152,271	12,397	8.1
1960	180,671	16,675	9.2
1970	204,335	19,972	9.8
1980	227,020	25,544	11.3

(資料: Statistical Abstract of the United States 1981)

しかし、興味深いことに、こうした人口高齢化にもかかわらず、国民所得統計上の政府から個人への移転によって、福祉の規模を見ると1975年以降対国民所得比で

論文

は13～14%の範囲内で安定している。高齢者、障害者以外の一般国民に対する健康保険及び児童手当に欠けるとはいえ、各種福祉制度を備える米国において、人口高齢化の圧力は、老齢年金、老人健康保険（メディケア）及び医療扶助（メディケイド）による長期療養ケアを通して相当高いものとなっているはずである。この点に関する

考察は後日に譲るほかはないが、均衡を求める「見えざる手」の存在が示唆されているようでもある。なお、さらに興味深いことに、レーガン政権の手による予算が実行に移されている81年第4四半期及び82年第1四半期においてはむしろ上昇傾向を示しており、レーガン政権の歳出削減努力を促しているようにもみえる。

表2 福祉の規模の推移

(単位：10億ドル、%)

	国民総生産	国民所得	政府対個人移転	GNP比	NI比
1965	691.1	572.4	37.6	5.4	6.6
1970	992.7	810.7	76.1	7.7	9.4
1975	1,549.2	1,239.4	170.9	11.0	13.8
1980	2,626.1	2,119.5	283.8	10.8	13.4
1981	2,925.5	2,342.2	321.6	11.0	13.7
81年第4四半期	2,998.3	2,399.1	334.8	11.2	14.0
82年第1四半期	2,995.1	—	341.7	11.4	—

(資料：Statistical Abstract 1981 及び Survey of Current Business April 1982)

注：四半期の数値は季節調整の上年間ベースに引き直してある。82年第1四半期の数値は見込み。

社会保障給付費統計、(1977会計年度 1976・10～1977・9)によって、米国福祉の構造をみると、まず第1に前述したとおり、国民一般を対象とする健康保険がないことから、医療の比重が小さく、他方年金の比重は高い。概数でいえ

ば、年金が5割を占め、医療、その残りの5割を二分する。制度的に見れば、年金部門では、連邦老齢遺族障害保険(OASDI)、なお米国においては通常、ソーシャル・セキュリティと称される。本稿では、これを加味し、社会保障年金と略称する。)

が、公務員を除くほとんどの人口をカバーしており、最も重要な制度となっている。医療部門においては、高齢者障害者健康保険（HI、病院保険とSMI、診療保険に区分される。米国においては通常メディケアと称し、前者をパートA、後者をパートBとも称する。）の役割が相対的に大きいとはいえ、医療扶助（メディケイド）及び公衆衛生サービス（公的病院による直接サービスの他、保健センターを拠点とする母子保健、精神衛生サービス、学校保健を含む。）

もほぼ肩を並べている。また、その他部門においては、公的扶助の比重が高いが、内容をみると、児童扶養家庭扶助（AFDC）、補助年金（SSI）等のカテゴリー別の扶助制度が並立している。なお、この統計においては、食料切符は社会福祉サービスに含まれているが、制度的には、むしろ公的扶助に近く、これを勘案すれば、公的扶助費の社会保障給付費に含める割合は2割程度となろう。

表3 米国社会保障制度の構成（1977年度）

（単位：100万ドル、%）

	医 療	医療以外の 現物給付	現 金	計	構成比
老 齡 遺 族 障 害 保 險	—	85	82,406	82,491	33.7
老 人 等 健 康 保 險	20,779	—	—	20,779	8.5
失 業 保 險	—	—	13,851	13,851	5.7
勞 働 者 災 害 補 償	2,560	—	5,577	8,137	3.3
一 時 的 傷 害 保 險	75	—	933	1,008	0.4
鉄 道 員 退 職 保 險	—	—	3,787	3,787	1.5
同 失 業 一 時 的 傷 害 保 險	—	—	180	180	0.1
（ 社 会 保 險 小 計 ）	（23,414）	（85）	（106,734）	（130,233）	（53.3）
公 務 員 年 金	—	—	26,267	26,267	10.7
公 衆 衛 生 サ ー ビ ス	15,057	—	—	15,057	6.2
社 会 福 祉 サ ー ビ ス	242	20,531	—	20,773	8.5
公 的 扶 助	16,802	3,120	17,935	37,857	15.5
退 役 軍 人 制 度	4,282	348	9,671	14,301	5.8
総 計	59,797	24,084	160,607	244,488	
構 成 比	24.5	9.9	65.7		100.0

（資料：米国社会保障庁ILO提出資料）

論文

主要制度について、財源及び運営のあり方をみると、まず、社会保障年金、メディケア病院保険は、例外的な国庫による費用補填を除き、社会保障税で賄なわれている。メディケア診療保険は、加入者及び連邦の拠出によって賄なわれている。（両者の比率はおよそ1：3である。）上記の制度にかかわる財政は社会保障信託基金（我が国の厚生保険特別会計に相当するものといえよう。）において運営されており、給付内容も一元的に定められている。公衆衛生、社会福祉サービスは、連邦による補助事業であり、事業主体は、州・地方政府となっている。公的扶助の内、補足年金は、連邦制度となっているが、AFDC及びメディケイドは連邦と州・地方政府の共同事業となっており、連邦のガイドラインに準拠しつつ、州・地方政府が事業内容を定め、連邦が費用の一定割合を負担する。食料切符は、連邦事業ではあるが、事業の実施は契約により州・地方政府に委ねられている。このように、社会保険以外の領域においては、州・地方政府の果たす割合が大きく、我が国社会保障とは異なった側面を有しているといえる。（歴史的にみれば、これらの領域は本来、州・地方政府に委ねられていたが、州・地方政府の活動が必ずしも十分ではなかったため、連邦により順次、補完措置が講じられてきたという経緯がある。）

このような福祉諸制度を、米国の社会的経済的政治的コンテクストの中で維持していくことが難しいことは、レーガン政権の登場前においても既に明らかとなっていた。年金部門についてみれば、1977年

の社会保障年金の大改正により、主として社会保障税率の計画的引上げが制度にビルト・インされ、21世紀まで制度の運営が保証されたかに見えたが、経済の予測以上の失速により、いわゆる80年代の短期的問題が生じていた。カーター政権も、この問題は十分に認識しており、1977年改正時、失業率が6%を超える不況の際には一般財源から年金基金への繰入れを行うことを提案していたが、議会の受け入れるところとはならなかった。医療部門においては、とどまることを知らない医療費の高騰が、公的医療保障制度のみならず、民間健康保険料の上昇を通じて家計を圧迫し、国民生活を脅かすものにさえなっていた。カーター政権は、直接的な病院医療費抑制策の導入を図ったが、これも法制化されるには至らなかった。公的扶助（所得保障）については、既に見たように、同様の目的を持つ施策が相互の調整がなされていないままに併存し、かつ保障水準が州により様々であるなど混乱の様相を呈しており、またこれに加え、不正受給、過誤支給のケースも多く、働く能力がありながら福祉に依存する者の存在が広く知られるなど、多くの国民から非難が浴びせられていた。これに対し、カーター政権は、全国的な最低保障水準の設定（AFDC）、積極的な雇用創出をも伴う就業促進策の導入、制度運営の適正化等を内容とする総合的な福祉改革を提案したが、進歩派からは不十分、保守派からは行き過ぎの批判を受け、遂に実現されるには至らなかった。

レーガン政権は、以上のような課題に関

し、いかなる処方をし、発足後2年目を迎えた現在までに何をなし得たかを次に検討したい。

2 レーガン政権の対案

個別施策を検討する前にレーガン政権が国民の前に提示した政策パッケージに触れておくこととする。レーガン政権の福祉調整政策も、このパッケージの1つの帰結だからである。

レーガン大統領の国政の基本路線は、81年2月に公表された経済再生計画に示されている。すなわち、強力な通貨・信用統制と大幅減税によって、インフレを抑制するとともに、民間設備投資の原資となる個人貯蓄の増大を図ろうとする。ここで財政赤字幅を縮め、高金利を避けるためには、大幅な歳出削減が要請されることとなる。(

この歳出削減政策が、国民経済とともに国民生活の基盤をも掘り崩す高金利に対する抑制策としての側面を持つことは看過できないポイントである。個人所得減税を中心とする大幅減税が国民の間でコンセンサスを得ている現状を踏まえれば、野党民主党にしても、大筋としては歳出削減を認めざるを得ない。余談となるが、歳出削減政策と金利水準の行くえは他人事ではない。日米間の金利差は為替相場ひいては日米貿易に影響を及ぼし貿易摩擦問題の下地となるものである。)また金利水準の低下に成功すれば、企業の投資意欲を引き出すことになる。こうした考え方の延長線上に、政府規制の見直し政策がある。このような四つ

の政策が実施されれば、民間主導型の経済再生が可能となり、失業率は低下し、さらに貧困問題の解消をももたらされる、と大統領は主張したのである。(しかし、現実には、インフレは沈静化の傾向を見せているものの、金利水準は依然高く、経済停滞は続き、失業率は82年5月、前月に更新されたばかりの戦後最高記録を塗り替え、9.5% (黒人若年層だけをとれば49.5%)に達した。こうした事態の推移は、11月の中間選挙に向けて、野党に恰好の攻撃材料を与えている。)

以上に見てきたように、歳出削減は、レーガン経済政策のいわば要の位置を占めているといえよう。ここから、いかにして福祉調整政策が導き出されるのだろうか。

1960年度～80年度の連邦予算の推移をみるとわかるとおり、ベトナム戦争期において全体の40～50%を占めていた国防費は、米越和平協定成立(73年1月)後、30%台を割り、78年度には23.3%に落ち込んだ。他方、福祉費(所得保障費と保健費の計)については1965年にメディケア、メディケイド両制度が創設され、現行福祉制度が出そろった後、老齢年金等の現金給付に関して物価スライド制が導入されたこともあり、ほぼ年年上昇を続け、80年度には全体の43.3%を占めるに至っている。この両者に既定経費である利払費を加えると、74年度には68.8%だったものが、80年度には77.8%にも達することとなった。福祉費のほとんどを占める年金等の対個人移転費については、AFDC等若干の例外を除き、物価スライド

論 文

制が法定されていること、及び、医療費は、通例物価以上の上昇をみせることを考えると相当の物価上昇の沈静がない限り、福祉費の拡大は必至であり、こうした中で、減税を実施し、かつ国防力の増強を図るとすれば、その他予算をさらに削減するのみで

はならず、福祉費の増加を抑制することが要請される。(以上は82年度予算編成時の議論の流れである。83年度予算編成時には、財政赤字幅が最大の争点となり、減税の手直し、国防費の増加抑制も選択肢に含まれることとなった。)

表4 連邦歳出予算の推移(支出ベース)

(単位:億ドル,%)

	国 防		福 祉		利 払		そ の 他		計	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
1960	452	49.0	196	20.7	83	9.0	195	21.3	922	100.0
1965	475	40.1	275	23.2	104	8.8	329	27.9	1,184	100.0
1970	786	40.0	562	28.6	183	9.3	437	22.1	1,966	100.0
1974	778	28.9	1,065	39.5	280	10.4	572	21.2	2,696	100.0
1975	854	26.2	1,362	41.8	309	9.5	735	22.5	3,262	100.0
1976	894	24.4	1,608	43.9	345	9.4	816	22.3	3,664	100.0
1977	975	24.2	1,767	43.8	380	9.4	905	22.6	4,027	100.0
1978	1,052	23.3	1,899	42.1	440	9.8	1,117	24.8	4,508	100.0
1979	1,177	23.8	2,098	42.4	526	10.7	1,138	23.1	4,936	100.0
1980	1,359	23.4	2,513	43.3	645	11.1	1,281	22.2	5,796	100.0
80/74年 平均伸率 (%)	9.7		15.4		14.9		14.4		13.6	

(資料: Statistical Abstract 1981)

こうした考え方のもとに編成された82年度予算(実績見込)及び83年度大統領予算(案)は、表5のとおりである。国防費については、歳出全体の伸びを大きく超える額が計上されているのに対し、その他予算においては、名目額においても減額と

されている。他方、福祉費については、総額で見れば全体の伸びをやや上回っている。この傾向は、82年度予算よりも、83年度予算(案)により一層鮮明に示されている。次に、福祉費の内訳を、83年度予算(案)につき、さらに詳しくみると、表6

のとおりであり、項目間に、かなりのばらつきがあることがわかる。とりわけ、社会保障年金費及びメディケア費が対前年比で10%程度増加しているのに対し、その他の項目は軒並に名目額においても減額となっている。いわば83年度予算(案)は、社会保険費と公的扶助をはじめとするその他の福祉費の間に、大きな断層をもたらすものといえる。

付記1 83年度予算は未だ成立しておらず今後予算額の変更が有り得ることに注意する必要がある。

しかし、議会審議の動向をみると大筋の変更はないように見受けられる。

付記2 「連邦予算」という場合には、我が国の特別会計に相当する信託基金予算も含んでいる。

付記3 「歳出削減」という場合には、前年度予算に対比しての削減ではなく、何らの施策も講じない場合支出されるであろう予算額に対比しての削減額を示す。

表5 1981~83年度予算(案) (支出ベース)

(単位:億ドル, %)

年度 項目	1981(実績)			1982(実績見込)			1983(予算案)		
	予算額	前年比	構成比	予算額	前年比	構成比	予算額	前年比	構成比
国防費	1,598	17.6	24.3	1,875	17.3	25.9	2,211	17.9	29.2
福祉費	2,911	17.2	44.3	3,243	11.4	44.7	3,398	4.8	44.9
その他	1,238	△3.3	18.8	1,144	△7.6	15.7	842	△26.4	11.1
利払費	825	27.9	12.6	991	20.1	13.7	1,125	13.5	14.8
歳出計	6,572	14.0	100.0	7,253	10.4	100.0	7,576	4.5	100.0
歳入計	5,993	15.9		6,268	4.6		6,661	6.3	
財政収支	△579			△986			△915		

(資料: Budget of the United States FY 1983)

注1: 83年度予算案に盛り込まれた歳出削減諸計は430億ドルであり、うち当然移転費減128億ドル、利用料収入増12億ドル、行政努力148億ドル、裁量的経費減142億ドルとなっている。(雑誌「厚生」5月号参照)

注2: 6月21日に成立した第1次予算決議(予算のシーリングを設定する)では、歳出計7,698億ドル、歳入計6,659億ドル、歳出項目の構成比は、国防27.8%、福祉45.3%、その他12.2%、利払14.7%となっている。

論文

表6 1981～83年度福祉予算(案) (支出ベース)

(単位：100万ドル、%)

年度 項目	1981 (実績)		1982 (実績見込)		1983 (予算案)	
	予算額	前年比	予算額	前年比	予算額	前年比
メディケア	39,149	16.7	45,696	16.7	50,960	11.5
メディケイド	16,948	5.5	17,888	5.5	17,076	△4.5
保健サービス	4,254	2.9	4,378	2.9	4,639	6.0
その他保健	5,657	△2.9	5,493	△2.9	5,447	△0.8
重複調整	△25	-	△16	-	△17	-
「保健費」小計	65,982	11.3	73,437	11.3	78,105	6.4
社会保障年金	137,970	12.1	154,643	12.1	173,536	12.2
その他社会保険	7,054	8.1	7,625	8.1	2,114	*
連邦公務員制度	17,547	10.3	19,361	10.3	21,062	8.8
失業補償	19,664	28.2	25,213	28.2	22,598	△10.4
各種扶助	42,865	2.7	44,029	2.7	42,426	△3.6
「所得保障費」小計	225,099	11.4	250,870	11.4	261,736	4.3
「福祉費」計	291,081	11.4	324,307	11.4	339,841	4.8

(資料： Budget of the United States FY1983)

注 * 計算上は72.3%減となるが、これは、大部分鉄道員特別制度の民営移管による。なお、同制度の社会保障年金相当部分は、OASDIによって継承される。

財政金融政策と軌を1つとし、レーガン大統領は行政面においても、改革を試みようとしている。一般的に言えば、ルーズベルト大統領のニューディール政策以降、増大を続けて来た連邦政府の機能の縮小である。連邦政府規制の緩和を通じて、個人、企業の自主的努力の活性化を図るとともに、州・地方政府による生活保障機能を強化することにより、より効率的な経済社会が実現できるとする。このような考え方は、個

人、企業の私的な経済社会活動あるいは州・地方政府によっては解決できない経済的社会的矛盾を連邦政府の介入によって解消しようとした従来の路線とは真向から対立するものといえる。直接的な企業等に対する政府規制の緩和のほか、こうした政策理念は州・地方政府に対する福祉のみならず、教育、地域開発関係の個別補助金の広汎な整理統合(ブロック・grant化。)にも反映され、さらにこの延長線上に、連邦と

州・地方の間の権限並びに財源配分の再編成を目標とする「新連邦主義構想」が提案されている。なお、このような連邦と州・地方の関係のあり方は、米国史のパーспекティブからみれば、独立以来、不断に問い直されてきた「古くて新しい」問題であることを、我が国との対比においては、留意する必要があるだろう。

以上のような政策理念、背景のもとに、レーガン政権は福祉の分野において、何をなし、何をなそうとしているのだろうか。はじめに述べたとおり、福祉「調整」政策の推進に当たっても、福祉の理論を抜きにすることはできず、これを欠くと国民による判断が示される場合には、かかる施策は放棄されざるを得ない。レーガン大統領は、政権発足当初、政策のガイドラインとして、「社会的安全ネット(Social Safety Net)」なる考えを示した。すなわち、「高齢者、失業者、貧困者及び復員軍人の保護を目的として1930年代に制定された所得保障措置(高齢者に対する年金スライド制を含む。)たる社会的安全ネットは維持されなければならない。」(「経済再生計画」の一節)。福祉調整政策に一応の限界を画したものだといえよう。しかし、裏を返せば、

- ①安全ネットの拡充はもはや考慮しない。
- ②安全ネットの水準を超えている施策については特別な配慮は行わないことを表明したものだといえる。この概念には理論的裏付けもなく、やがて、政権側からも無視されるに至った。(昨年11月のストックマン舌禍事件)が、レーガン政権下における福

祉改革論議に1つの方向性を与えることに成功した。すなわち、各種の福祉改革案を図る判断規準として、従来は常に問われていた福祉の質の向上が図れるか否かが姿を消し、施策対象者が傷を受けるか否か、「真の困窮者(truly needy)」の保護に欠けるか否かがポイントとなったのである。

3. 個別施策

(1) 「財政の論理」か「福祉の論理」か — 年金の場合

社会保障年金財政の悪化が深刻化していることは、つとに指摘されている。1970年初には、老齢遺族保険(OASI)・障害保険(DI)基金ともに、1年分以上の支払準備があったものが、1977年の大改正にもかわらず、予測以上の経済の落ち込みにより、81年初には、各々2月程度に低下している。現下の経済情勢からすれば、このような悪化は更に続き、1983年7月までには、期日どおりの支払いが不可能となり、1984-85年には資産の潤渇も予想されている。他方、長期的に見れば、85-90年には社会保障税率の引上げが予定されているため、かりに、80年代中期の財政危機が乗り切れた場合には、21世紀初頭までは年金財政は堅調に推移するものと予測されている。しかし、それ以降、戦後のベビー・ブーム時代の年齢層が年金支給開始年齢に到達することに伴い、再び悪化に転じ、最も楽観的なケースを除き、著しい収支不足が生ずるものと見込まれている。(雑誌『厚生』4, 5月号参照)

論文

表7 社会保障信託基金の財政状況（支払準備率）

（単位：％）

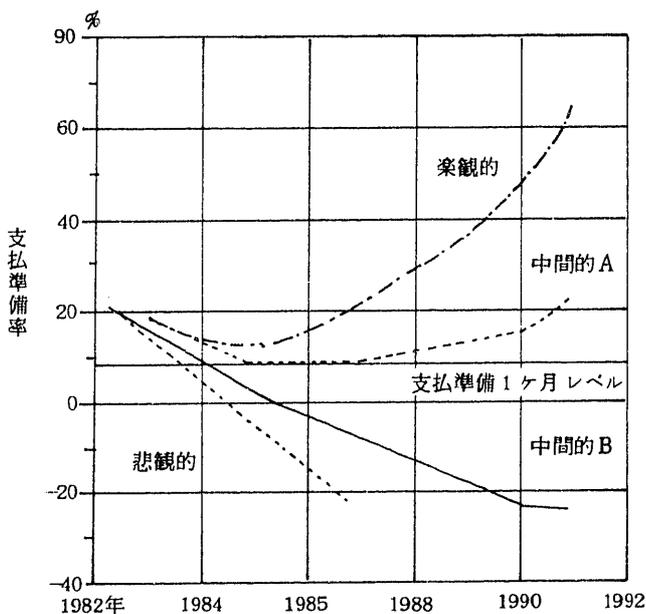
	OASI	DI	OASDI	HI	OASDHI
1970(実績)	101	126	103	47	
1975(")	63	92	66	79	
1980(")	23	35	25	52	
1981(")	18	21	18	45	
1982(予測)	15	16	15	53	22
1983(")	10~11	8	10~11	35~52	15~18
1984(")	※ ~ 1	39~48	1 ~ 6	29~49	6 ~14
1985(")	※ ~△7	71~98	※ ~ 4	17~44	※ ~12
1986(")	※ ~△10	125~178	※ ~ 9	3 ~40	※ ~16

（資料： 1982年社会保障信託基金報告）

注1：支払準備率＝期初資産÷当期支出×100

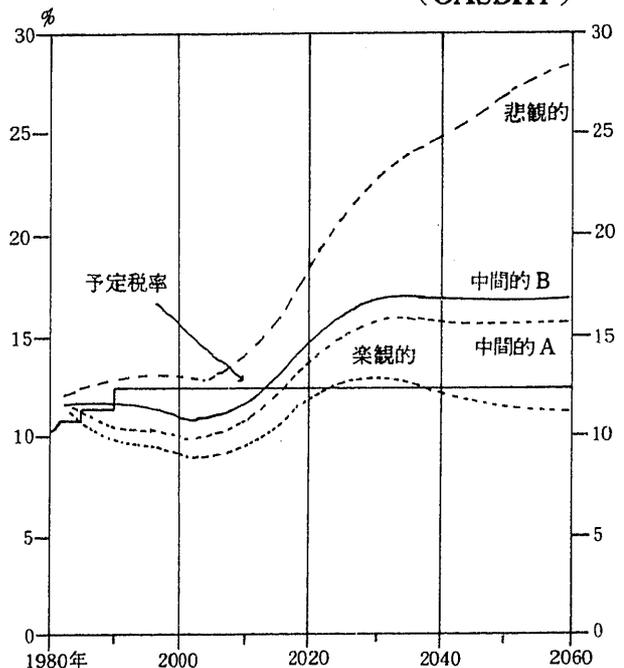
注2：※はマイナス値であり、且つ回復の見込みなし。

図1 OASDHI の支払基準の推移予測



（資料： 表7に同じ。）

図2 予定税率及び所要税率の推移予測 (OASDHI)



（資料： 表7に同じ。）

社会保障年金給付の支払いを確保するために、何らかの施策を講じなければならないことは誰の目にも明らかとなっている。しかし、82年度予算（改正）案の作成に当たり、レーガン政権は、「社会保障年金は、これを維持する。」との選挙公約に従い、最低保障年金、学生給付の廃止、障害年金の給付調整範囲の拡大、遺族以外の者に対する死亡一時金の廃止等部分的な改正提案を盛り込むにとどめた。ところが、大幅減税、歳出削減に関する議会審議が大統領主導下に進められる中で、これらの施策が実施されたとしてもなお財政収支不足が巨額に上ることが予測されるに至り、レーガン政権は82年5月、13項目の包括的年金改革案を公表した。短期的には早期退職者に対する給付率の引下げ、長期的には賃金の年金換算係数の調整による給付水準の上昇抑制を内容とするこの改革案（詳細は、本誌No.58を参照）は前述した社会保障年金の短期的、長期的問題を克服するのみならず、大幅な黒字が生じた場合には社会保障税率の引き下げをも目標としていた。この提案に対しては、老人層、野党民主党をはじめとする広汎な国民各階層の激しい非難が殺到した。批判の第1点は、同改革案は「公約違反」であり、かつ、高齢者の人生設計を狂わせるほどに「性急」であること、第2点は、財政健全化以上の財政効果を含む「過大」なるものであり、真のねらいは、連邦財政の均衡にあり、年金改革に名を借りて、年金基金に巨額の剰余金を築こうとすることにあるのではないかとの疑惑であった。提案発表の1週間後に、与

党共和党が多数を占める上院において、満場一致で、「早期退職者を不当に扱うこと」及び「健全な財政運営」に要される以上の給付切下げを行うことには反対するとの決議が採択されたことに示されるように、大方の見方もこれに同調した。（「この提案は、高齢者の負担において財政均衡を図ろうとするものである。」）大統領はこうした批判に屈し、9月に至って、提案撤回を表明するとともに、短期的問題については、OASI、DI及びHIの各基金間の貸借を認めること、長期的問題については超党派の委員会（12月、「社会保障年金改革国民審議会 National Commission on Social Security Reform」）として発足）に根本的解決案の策定を求めることを提案した。初年度のレーガン政権においては、唯一の主要な「敗退」となったのである。財政の論理（連邦予算の収支改善）を福祉の論理（年金給付確保のための年金財政の健全化）に優先させたための失敗であったといえよう。この失敗の影響は多大である。レーガン政権は、社会保障年金問題に関するイニシアチブを全く喪失し、結果的にこの問題の解決を遅らせる（問題を深刻化させる）とともに、福祉も含めて、他の領域における歳出削減圧力を高めることになった。

83年度予算案を作成するに当たって、政権は社会保障年金に関しては、以上のような経緯から、一切新規提案を行い得なかった。上院共和党指導部は、これを不満とし、83-85年の3年間で400億ドルの年金財政対策（内容不特定）を、いわば前記の審議会報告を先取りするかたちで織

り込もうとした。しかし、野党民主党のみならず共和党の一部も強硬に反対し、結局、撤回の憂き目にあっている。

他方、83年度予算案においては、年金関係で公務員及び復員軍人に限られているとは言え、示唆に富む改正が提案されている。すなわち、年金受給者の生活保障水準と抛出者の生活水準の均衡を図るため、年金スライド制につき、現行、物価スライドであるものを、賃金ないし物価上昇率のいずれか低い方にスライドさせる方式に改め、現行受給者についても平準化措置を講じようとするものである。社会保障年金の今後を考える上で注目に値しよう。(このほか障害年金に係る5月提案—障害継続期間を12月から24月に延長すること、障害認定に当たっては医学的要件を第一義とすることが、補足年金改正案として示されていることも注目されよう。)

(2) アメからムチへの転換—公的扶助の場合

米国の公的扶助は、貧困者につき包括的な生活保障を行おうとする我が国生活保護制度とは異なり、貧困階層中の特定グループ—主として母子家庭を対象とする児童扶養家庭扶助(AFDC)、高齢者及び障害者を対象とする補足年金(SSI)(これらの扶助受給者は、自動的に医療扶助たるメディケイドの支給対象者とされる。)、あるいは生計費中の特定項目を対象とする制度—食料切符、住宅扶助、燃料扶助が分立し(ほかに負の所得税たる勤労所得控除(EIC)がある。)、その上、連邦と州の関係、連邦機関の所管区分も区々となってい

る。その結果、全体として見た場合には、給付水準の整合性を欠き、また給付の重複や、制度運営の非効率化がもたらされることになった。また、個々の制度についてみれば、貧困からの脱出の積極的なインセンティブとして、寛大な勤労収入控除が認められているにもかかわらず貧困者の滞留は著しく、また、かかるインセンティブの結果、低所得階層内部において、福祉を受ける者の方が受けない者よりも高い所得を享受するという逆転が固定化するという現象も生じていた。さらに、不正・不当受給者は後を絶たず、社会的なスキャンダルとして世間の耳目を集めるという事情もあった。

このような現象をとらえてレーガン政権は、給付水準の整合化(例えばAFDCの最低生活費基準(81年10月)をとってみれば、四人世帯の場合、最高のバーモント州では月額656ドルであるのに対し、最低のテキサス州では187ドルにとどまっている。また食料切符やSSIにおいては生計費調整制がとられているのに対し、AFDCには、かかるヘッジも設けられていない。)や、制度の抜本的再編成には手をつけずに、個別制度の「適正化」対策を専らとした。具体的には、①給付間の重複の排除—給付調整、②資源の有効配分(「真の貧困者」への対象の絞り込み)—所得制限強化、積極的な就業インセンティブの縮小、③制度運営の効率化—乱用防止、運営補助金の統合合理化(83年度予算等において、AFDC、食料切符及びメディケイドの運営に関する補助金の包括化による合理化が含まれている。)④就業促進対

策の強化 — 受給者の公共事業等への参加義務化である。こうした改革は、81年の予算関係法一括調整法により、一部が既に実施され、83年度においては、さらにこの徹底化が提案されている。(表8参照、なお、AFDC改革については、本誌No58参照)これらの改革は給付本体には手をつけておらず、生計を維持するに足る収入がなく、かつ就業能力に欠ける者には影響は及ぼさない。こうしたセーフ・ガードもあってか、公的扶助に関する限り、「レーガンの対策」は、中産階級の復権を基調とするかに見える議会において、大方の承認を取り付けることに成功している。しかし、他方、これらの改革が、いわゆる有職貧困階層(ワーキング・プア)に甚大な影響を及ぼしたことは確実であり(ことに、AFDCの支給が打ち切りとなった場合には、州が特段の定めを設けていなければメディ

ケアの対象からも外される。)給付を確保するための離職も報じられている。かかるブーメラン効果に対するレーガン政権の対応は厳しい。すなわち、81年予算一括調整法により、州は、働く能力のあるAFDC受給者に対し、扶助額を最低賃金額で除した時間だけ公共事業及び公私立保育所で就業することを求めることができることとされたが、83年度予算案においては、これをさらに一歩進め、かかる事業(CWEP)の実施を州に義務付けることとしている。各州の対応、事業の効果、対象者の反応ぶりが注目される。

なお、82年1月の一般教書において、レーガン大統領は、公的扶助制度に関する連邦・州の責任分担の再編(新連邦主義構想)を提案しているが、これについては後述する。

表8 公的扶助主要改正(案)項目

	AFDC	食料切符	補足年金
81年 10月 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・粗収入上限(最低生活基準の150%)導入 ・保有資産限度額の引下げ(住宅、車、必需品を除き千ドル以下に) ・食料切符、住宅扶助の収入認定 ・勤労所得控除厳格化(保育費限度 月160ドル 最初の30ドル+残余の3分の1控除を4ヶ月間に限定) ・10ドル未満給付停止 ・見込み支給廃止 ・CWEP制度創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・粗収入上限(貧困線の130%)導入 ・勤労所得控除厳格化 ・見込み支給廃止 ・受給開始月日割計算 	<ul style="list-style-type: none"> ・見込み支給廃止

論文

83年度 予算案	<ul style="list-style-type: none"> 燃料扶助収入認定 同居者の収入認定 受給開始月給付日割計算 求職活動義務化 CWEP制度必置化(WIN制度は廃止) 過誤支給分に関する対州補助金段階的廃止 福祉事務費包括化 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料扶助収入認定 勤務所得との調整率を30%から35%に 特例的所得控除廃止 10ドル未満給付停止 求職活動義務化 過誤支給分対州補助金段階的廃止 福祉事務費包括化 	<ul style="list-style-type: none"> 新規受給者につき20ドルの所得控除廃止 障害継続要件12月超から24月超へ 障害認定医学的判断を第一義に 日割計算
-------------	--	--	--

(資料: Budget of the U.S. FY1983等)

(3) 新たな手法の模索 — 医療

米国における医療費の高騰にはすさまじいものがある。医療費に事務費、研究費、建設費を加えた国民保健支出は、1980年には対前年比15.2%の増加を示し、GNP比では9.4%に達している。また、医療費たる個人保健支出(買薬、眼鏡等を含む)では、国民所得比で10.3%を記録している。公的医療費保障制度としてはメディケア、メディケイドを数えるにすぎないとはいえ、個人保健支出の4割は公費負担であることに示されているように、政府の役割には小さからぬものがあり、財政圧迫要因

となっている。ことに、メディケイドはもとより、メディケア診療保険は一般財源に大きく依存しているという事情もある。さらに、国民一般についても、1979年には65歳未満人口の9割にあたる1億7,000万人がなんらかの民間健康保険(健康維持組織(HMO)を含む。)に加入しており、保険料の上昇が家計に与える影響は大きく、一部には、健康保険が一般国民の手に届かないものになってしまうことを恐れる声も出てきている。単に財政問題としてではなく、国民経済上の観点からのアプローチが求められる所以である。

表 9 医療費の推移

(単位:億ドル, %)

暦年	国民保健支出		個人保健支出		公費負担		公費以外第3者負担		患者直接負担	
		GNP比		NI比		構成比		構成比		構成比
1960	269	5.3	237	5.7	52	21.9	55	23.2	130	54.9
1965	417	6.0	358	6.3	77	21.5	96	26.8	185	51.7
1970	747	7.5	651	8.0	225	34.6	166	25.5	260	39.9
1975	1,327	8.6	1,168	9.4	461	39.5	317	27.1	390	33.4
1979	2,146	8.9	1,891	9.6	744	39.3	528	27.9	620	32.8
1980	2,472	9.4	2,179	10.3	864	39.7	610	28.0	706	32.4

(資料: HCFA National Health Expenditure 1980)

注: 公費以外の第3者負担のほとんどは民間健康保険である。

表10 民間健康保険等運営者別
加入者数(1979年末)
(単位:千人)

	65歳未満	65歳以上	計
民間健康保険			
団体加入	92,001	2,262	94,263
個人加入	28,175	6,209	34,384
非営利団体 及び HMO	76,822	9,326	86,148
その他	17,813	1,308	19,121
計	169,140	14,098	183,238

(資料: Health Insurance Society of America. Source Book 1980-81)

このような医療費問題に関するレーガン政権の対策は、従来の税制強化路線とは逆に、政府規制の緩和を図る一方、民間健康保険会社、HMO、病院間の競争を促進すること、いわば市場原理の導入によって医療費の抑制を図ることにあると説明されている。しかし、初年度においては、医療計画、PSROプログラムの段階的撤廃(82

年度については予算削減のみ。両プログラムが廃止されるか否かは83年度予算審議にかかっている。)メディケア、メディケイドに関する手直しの修正が行われたのみであり(表11参照)、また今回(83年度)予算案においても「競争プラン」に関しては、予告のみに終わっており、財政対策に終始している(表12参照)。医療費抑制対策の難しさを示すものといえよう。

(付記) 新聞報道によれば、レーガン政権の医療費抑制対策案の骨子は、①メディケア受給者に対し、本人の希望により、給付に代えて、民間健保ないしHMOの掛金引換券(1人当たりメディケア給付の95%相当)の交付ができるようにすること、②メディケア病院給付に10%の定率一部負担制を導入する一方、高額医療費制度を創設すること、③事業主が、被用者の健康保険料を負担した場合の経費算入に上限を設けること、④事業主が、健康保険プランにつき、被用者に選択の自由を与えた場合(但し、選択肢中にHMOも含まれること、高額医療費プランを備えていること等の条件あり)税制上の優遇措置を講ずること、であった。この案は、現在、ホワイトハウス「預り」となっていると伝えられている。

表11 主たる医療財政対策(1981年)

メディケア	メディケイド
<ul style="list-style-type: none"> ・病院保険一部負担金額の引上げ(228ドルから82年256ドル,83年242ドル,84年328ドルへ) ・診療保険自己負担年額引上げ(60ドルから75ドルへ) ・通常の病院サービス費償還対象幅上限の引下げ(平均の112%までから108%までに) ・看護費に関する償還率上乘せの引下げ(8%から5%へ) ・アルコール解毒施設の外来サービスを給付対象とする ・在宅保健サービスに対する償還率引下げ(80%から75%へ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・対州補助金削減(82年度3%,83年度4%,84年度4.5%削減。但し、一定の病院医療費審査体制を備えた場合、失業率が全国平均の5割高の場合、不正摘発・乱用防止に効果をあげた場合には、各1%回復。また、給付費上昇率を、81年に比し、9%以下(82年以降このターゲットはCPIに連動して改定される。)に抑制した場合、抑制額相当分が回復される。)

(資料: Budget of the U.S. FY1983等)

表12 主たる医療費財政対策案

メディケア	メディケイド
<ul style="list-style-type: none"> • 対病院償還率を、「競争プラン」が実施されるまでの間98%に引下げ • 放射線・病理サービス給付率を80%に引下げ • 在宅保健サービスに一部負担導入(100回まで5%≒2.4ドル,以降20%) • 診療保険自己負担年額(75ドル)につきCPIスライド制を導入 • 人口腎臓透析償還額につき事前決定方式を導入 • 診療報酬改定期を7月から10月に遅延するとともに改定幅の目安を8%増から5%増に引下げ • 民間健康保険給付の先行化 • 不要な入院・サービスの削減 • 受給資格開始月を65歳到達月からその翌月に繰下げ • 連邦公務員から病院保険税徴収 	<ul style="list-style-type: none"> • 州の任意適用者・給付に関する補助率3%引下げ • 一部負担新設(外来1回1ドル,入院1日2ドル) • 長期療養費に関し,親族からの費用徴収を認容 • AFDC支給停止後の猶予適用期間の短縮(4ヶ月から1ヶ月へ) • 家族計画等に関する補助率かさ上げの廃止 • 過誤支給分に係る補助金(現行,事業費の4%まで諸費)の段階的廃止 • メディケア診療保険料州肩代り分に関する補助廃止届 • AFDC及び食料切符に係る補助金の統合一括化 • AFDC・SSI対象者減による波及効果

(資料: Budget of the U.S. FY1983等)

(4) 小さな「連邦」政府—保健・福祉サービス

少しずつ連邦に片寄りながら、連邦と州地方の間を揺れてきた、権限・事務配分の振り子は、レーガン政権の下において再び州・地方側に押し戻されようとしている。82年年頭教書の中でレーガン大統領はこう述べる。「米国市民は、学校や福祉や道路、ひいてはゴミ処理に至る最も基本的な政府のサービスについての決定に関するコントロールを失ってしまったと感じている。彼らは正しい。平均的な市民が、極く些細な問題を解決しようとしても、彼らは複雑に絡み合った所管分掌の迷路、様々なレベルの政府に直面する。彼らには、誰に返事を求めてよいか、誰が責任を負っているの

かわからない。かかる問題の主たる要因は、過去数10年の間に急成長を遂げた連邦政府の補助制度にある。(中略)ある民主党知事が最近語ったように「中央政府は、道の穴ぼこではなく軍縮について考えるべき」なのである。」。

このような主張に即してレーガン政権は、初年度において、生活関連補助金のブロック・グラント化を行った。福祉の分野についていえば、21の保健サービス関係個別補助制度が4つのブロック・グラントに統合され、社会保障法第20編による福祉サービス補助金もブロック・グラント化されている。こうしたブロック・グラント化は、

個別補助金の整理統合以上の意義を持つ。すなわち、かかるブロック・グラントにおいては、連邦による規制（ガイドラインによる規制・連邦による州計画の事前承認制、州、地方分担金規定）は撤廃され、最小限の届出さえ行えば、州・地方は自主的に事業内容を決定し、交付された連邦資金を使うことが認められる。（もちろん、これには反面がある。統合による事業効率化分として、補助額計の25%が削減されている。）

第二年度たる82年においては、レーガン政権は、これをさらに進め、いわゆる「新連邦主義構想」を発表している。すなわち、84年度を初年度として、段階的に43の生活関連補助事業を、州・地方政府に移譲する「返還」部門とともに、メディケイドを一元的に連邦事業化する一方、AFDC、食料切符制度は州・地方事業化しようとする（交換部門）構想である。この構想、ことに、「交換」は大きな反響、議論を呼んだ。ここで詳述する余裕はないが、主たる問題提起は次のようなものである。①貧困は地方の問題か、また地方はその責務を果たすか、②州による格差の大きいメディケイドを一元化することは可能か、③州によっては財政負担増がもたらされるのではないか、④補助金の傾斜配分によって結果的に是正されてきた州間の財政格差問題が放置されるのではないか。（雑誌『厚生』4月号参照）。これらの問題をめぐるホワイトハウスと州知事会等の予備折衝は現在も継続中であり、ホワイトハウス側の譲歩により、食料切符制度は引き続き連邦事業として運営されること等が報道されている。

しかし、近い将来に合意が成立する見通しは立っていない。

おわりに

以上、駆け足で昨年2月に発足したレーガン政権下における福祉政策の動向をみてきたが、総括的にいえば、多極的、多元的な社会において、整合のとれた施策を実施していくことの難かしさが印象に残る。ことに新たな価値を創出することなしに福祉「調整」政策を実施して行くことは難しい。レーガン政権・共和党が現行路線を堅持できるか否かは、11月の中間選挙結果にかかっている。しかし、選挙結果の如何を問わず、年金、医療費問題の解決は1日も早く図らねばならない。今後の政策の展開が注目されるところである。なお、本稿が印刷されるまでには議会における予算並びに関係法の審議は了されており、ことに医療費抑制対策については、本稿に書き得なかった事項も含まれることになると考えられる。混乱を避けるために付記しておく。

（1982年6月28日記）

年金の国際通算問題と 日米年金通算協定の動向

田 中 正 昭

大蔵省主計局主計企画官補佐
(前厚生省年金局企画課課長補佐)

1. はじめに

本格的な国際化時代を迎え、国際的な人的交流も盛んになってきているが、それに伴って複数の国にまたがる年金制度の適用に係る諸問題が生じており、年金の国際通算・調整の問題が年金政策上のひとつの大きな課題となってきている。

日米両国の間で、かねてより両国間の年金通算の問題を解決するために、年金通算協定を締結するための協議が行われてきていたが、本年4月、厚生省から担当官が渡米し、米国側と協議した結果、意見調整が進展し、協定締結へ一歩踏み出した。

本稿では、年金の国際通算に関する問題と日米年金通算協定の状況について解説する。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをお断りしておく。

2 国際年金通算問題

(1) 問題の所在

海外在留邦人や在日外国人については、母国及び滞在国との国際的な調整を行うことなく、それぞれの国の年金制度の適用

のままにまかせると、個人の年金保障の面で問題が生じる場合がある。

まず、通常個人が海外に居住したり、勤務する場合、母国の年金制度の適用からはずれ、滞在国の制度の適用をうけることとなるため、国内で母国の制度のみの適用を受け続けていた場合に比べ、いずれの制度への加入期間も短くなる。公的年金制度は、諸外国においても、わが国と同様社会保険の仕組みをとり、老齢年金などの保険給付を受けるためには長期間の保険料納付を必要としているケースが多い。したがって、複数国の制度に細切れに加入しているような場合には、いずれの国の資格期間にも足りず年金権（特に老齢年金）の取得という点で問題が生じる可能性がある。

また、海外に居住、勤務している者に対しても属人的に母国法を適用しているようなケースもあるが、その場合、滞在国において特別な措置がとられない限り、滞在国の制度も適用され、複数国の制度に同時に2重加入することとなる。このようなケースの場合、母国の年金制度の権利の取得については問題はないが、滞在国の年金については、相当長期に滞在しない限り年金権

の取得に結びつかず、いわば保険料が掛け捨てになるわけである。

これは本人あるいは事業主負担をする企業にとっては余分な負担である。特に年金制度の成熟度の高い欧米諸国においては保険料率も相当高くなっており、2重加入による負担増もかなり重いものと予想される。

わが国の制度も、周知のように、国民年金の被保険者は国内の居住要件があり、厚生年金は国内の事業所で使用されている者に対して適用され、国民年金で25年、厚生年金で20年という長期の加入期間を老齢年金の支給要件としているため海外滞在外者等について第1のケースが生ずる可能性は十分にある。また、日本企業が海外進出をして海外支店や現地法人などを設立している場合で、日本の企業に雇用されている被用者が一時的な本社からの派遣として短期間それらの海外支店等に勤務しているような場合には、相手国の制度が適用されるとともに国内事業所である日本の企業との使用関係が続いているため継続的に日本の年金制度が適用されることもあるので、第2のケースについても生じる可能性があるわけである。

(2) 年金の国際通算協定の必要性

このような問題を解決するためには、年金制度の適用に関する調整や、資格期間の通算を行うための国際的な取決めを行うこと、すなわち年金制度の国際通算協定(条約)がひとつの方法である。

国際年金通算協定の締結は国家間の人的交流が盛んな欧州諸国間ではかなり以前からみられ、第2次大戦前にすでいくつか

の国で2国間協定が結ばれていた。例えばフランスとイタリア(1920年)、イタリアとユーゴスラビア(1925年)、オーストリアとドイツ(1926年)などである。さらに第2次世界大戦後、国際交流の進展を反映して国際年金通算協定締結の動きは一層活発になっていった。また、欧州諸国間では多国間の協定の締結も進み、昭和30年代に北欧諸国(デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン)間やEC諸国を中心とする欧州諸国間の多国間協定が結ばれた。

米国は昭和52年12月の社会保障法の改正により、各国と年金通算協定を締結する権限が大統領に付与されて以来、ヨーロッパ諸国を中心に精力的に2国間協定締結の交渉を進めている。すでにイタリア、西ドイツ、スイスとの協定を締結、発効させ、ベルギー、カナダとの協定を締結している。

現在協議が進められている日米年金通算協定も両国間で発生している(1)で述べたような問題を解決することを目的としている。

3. 米国の年金制度及び日米間の交流状況

(1) 米国の年金制度の概要

本節では通算の対象にしている米国の公的年金制度、老齢遺族障害保険制度(以下「OASDI」という)の仕組み及び日米の人的交流の状況について簡単に解説する。OASDIは社会保険システムによって運営されており、保険給付を受けるためには一定以上の保険料拠出が必要である。適用対象、支給要件等は次の通りである。

① 適用対象 - すべての民間被用者(州

公務員の1部)及び自営業者

② 適用—一定額以上の年間所得があり、その所得に比例して支払った保険料の額に応じてその年に1～4までの適用四半期数を有することとなる。適用単位が四半期であるという点、一定額以下の収入の場合には適用四半期数がゼロになるという点が日本の場合と比べ特に異なっていることに留意する必要がある。

③ 支給要件

㉔ 老齢年金—22才～62才までの四半期数の $\frac{1}{4}$ 以上(10年)適用されていること。支給開始年齢は65才。

㉕ 障害年金—所得能力を喪失した者で、22才以降障害発生までの四半期数の $\frac{1}{4}$ 以上の適用(但し、少なくとも6四半期以上)があり、かつ、障害発生前40四半期(10年)中20四半期(5年)以上の適用があること。但し、31才までの若年障害者に対する特例あり。

㉖ 遺族年金

拋出者の要件 (i)22才から死亡時までの四半期数の $\frac{1}{4}$ 以上の適用(但し、少なくとも6四半期以上)があること、又は、(ii)死亡時の直前13四半期中6四半期以上の適用を有すること。(但し(ii)は有子妻もしくは子の場合)

支給対象者の要件 寡婦(i)60才以上であるか又は50才以上で障害を有していること、(ii)60才未満で、18才未満又は障害を有する子を扶養していること。

父母—62才以上で、死亡した子に扶養されていること。

子・孫—死亡した親によって扶養されていたことのほか、18才未満、又は18才以上22才未満で就学中であること、もしくは、22才以前から障害を有すること。

④ 年金額

基本保険額—平均賃金月額(過去の再評価後の賃金(最低5年分を除く)を加入すべき月数で除したものを)次の3段階に区分し、それぞれの段階ごとに一定の率を乗じて得た額

(最初の211ドルまで)×0.9

(211超1,274ドルまで)×0.32

(1,274ドルを超える部分)×0.15

各種年金額は基本保険額を基準として次のように定められている。

老齢年金額=基本保険額の100%

障害年金額=基本保険額の100%

妻・子の加給=基本保険額の50%

遺族年金額(高齢寡婦)=基本保険額の100%

(有子の寡婦)=基本保険額の75%

(父・母)=基本保険額の82.5%(1人につき)

(子・孫)=基本保険額の75%(1人につき)

⑤ 保険料率 被用者は千分の107

(労使折半)

自営業者は千分の80(本人負担)

⑥ 年金額の給付実績等

OASDIの被保険者数8,500万人

老齢年金受給者数 1,800万人

老齢年金の平均年金額(月額)

513.4ドル(116,413円)

(80年12月現在)

米国の年金制度にはこの他独立した制度として、連邦公務員及び州公務員の一部を対象にする公務員年金制度、鉄道労働者を対象とする鉄道職員年金制度があるが、このうち、後者については財政状況が悪化していることからOASDIと財政調整をしている。

(2) 日米両国間の人的交流の状況

日米の人的交流は近年きわめて盛んになってきており、特に米国在留邦人の数が多い。昭和56年時点で米国に長期在留(永住も含む)する日本人の数は約12万人で、国別の海外在留邦人の数としてはブラジルの14万人について2番目に多く、職種も多岐にわたっている。日本に長期在留する米国人の数は約2万人である。この中には2.で述べたケースに該当している者もかなりいるものと思われる。

海外在留邦人数の推移

(56年10月1日現在)

	昭和35年	41	45	50	55	56
総数	241,102 (100)	290,000 (120)	289,990 (120)	395,622 (164)	445,372 (185)	450,873 (187)
上位5カ国	① ブラジル 156,848	ブラジル 170,763	ブラジル 167,771	ブラジル 146,488	ブラジル 141,580	ブラジル 131,363
	② 米国 38,114	米国 60,160	米国 47,781	米国 109,645	米国 121,180	米国 125,432
	③ ペルー 10,964	ペルー 12,403	アルゼンチン 9,938	アルゼンチン 15,327	アルゼンチン 15,887	アルゼンチン 15,984
	④ アルゼンチン 7,839	アルゼンチン 10,700	ペルー 6,994	西ドイツ 12,060	西ドイツ 13,991	西ドイツ 13,942
	⑤ パラグアイ 4,669	パラグアイ 7,130	パラグアイ 5,119	ペルー 11,774	カナダ 12,280	カナダ 13,508

(単位：人)

(資料) 外務省「海外在留邦人数調査統計」

4. 日米年金通算協定協議の経過

昭和54年2月、米国政府から日米間の年金通算協定締結の申し入れがあり、これをうけて、同年7月、両国の厚生大臣(橋本大臣、カリフォルニア保健福祉省長官)の会議が行われ、両国間で協定締結のための

協議を開始することとなった。

同年10月、正木年金担当審議官(現児童家庭局長)が渡米し、米国側担当官と最初の協議を行った。この結果、当面日本の厚生年金、国民年金制度と米国のOASDIとの間での年金通算を行う方向で意見の一致をみた。その後昭和55年8月に米国側

から協定案文が送付され、以降案文をめぐって文書による両国事務当局間の意見交換が続けられてきた。

5. 今回協議の概要

(1) 協議の目的等

これらの経緯をふまえ、今般、厚生省から協定の内容につきさらに突込んだ意見交換をするために、年金局資金課長外2名の担当官が米国に派遣され、両国の年金制度を所管する当局間の協議が行われた。

米国が他国と結んでいる協定の例によれば、通算協定は、協定本体と運営等に関する実施細則（行政レベルでの協定）から成っている。今回の協議では、すでに米国側からの素案が示されている協定本体の骨格及び関連する個別問題についての詰めを中心に、協定の実施段階における業務処理方法上の問題点についての意見交換等も合わせて行われた。

協議は日米の次のメンバーにより、4月13、14日の両日、ワシントンにて行われた。

米国側

首席 ヤング社会保障庁国際政策部課長

次席 ヨーフィー同課長

ブッチャー同国際協定担当官

エルダス同国際協定担当官

ジェット同業務処理担当官

リュウ同外国制度調査担当官

日本側

首席 阿部年金局資金課長

田中年金局企画課課長補佐（当時）

高辻社会保険庁年金保険部計画課計

画班長

水田在米日本大使館2等書記官

(2) 米国ドラフトの概要

国際間の年金通算を行うに当たっては、それぞれの国の制度の仕組みが相当異っているため、受給者、被保険者にとって不利な事態が生じることのないよう、協定内容及び運営方法等について事前に十分調整を行うことが極めて重要である。日米協定についても米国の制度は日本と同じ社会保険システムをとっているとはいえ、すでに3、(1)で説明したOASDIの概要と厚生年金との仕組みの比較からもわかるように支給要件、年金額の計算方法等はかなり異なっている。

こうした相違をあまり細部にわたる点まで調整し、どちらかの制度に完全に一致させることは技術的に困難であるばかりでなく、国内の制度のみの適用をうける者との間にかえってアンバランスが生じるなどの問題が生じてくる。

したがって国際通算の基本的考え方は、あくまで両国の年金制度の基本的な仕組みを変えることなくその枠組みの中で可能な限り必要な措置を講じようとするものである。

米国から示されたドラフトの概要もそのような方針に沿って次のようなものとなっている。

① 適用対象者

両国国民及び両国の制度の適用を受けているすべての者（無国籍者等を含む）

② 通算対象とする制度

米国はOASDI、日本は厚生年金保険、

国民年金、船員保険のほか、5つの共済組合制度

③ 適用方法

原則として滞在国の制度の適用（属地主義）、例外的に母国から一時的に派遣された者についてのみ滞在国の制度の適用をはずし、母国法の適用とする。

④ 通算の方法

資格期間の通算のみを行う、年金額は期間比例で按分して各国の制度のやり方で計算した額を各国の制度から給付する。

⑤ 通算の対象とする給付

老齢・遺族・障害に関する給付とする。

⑥ 業務処理

両国の業務処理担当部門が相互に協力して便宜を図りつつ被保険者、受給者に便利なような処理を行う。

(3) 協議の概要

以上の各項目についてのこれまでの双方の意見交換及び今回の協議によって合意を得た点と引続き検討すべき事項として残された点は次の通りである。

協定の目的については米国側の素案に示されている通り、両国の年金制度の現行の基本的仕組みを前提として、

① 資格期間の通算

② 適用関係の調整、整理

をすることによって、2、でのべた諸問題の解決をはかるということを双方が確認した。

通算の対象となる制度については、米国側の制度は一般的制度であるOASDIを対象とすることとし、特殊なグループのための制度である公務員年金制度、鉄道職員

年金制度についてはOASDIとの通算も行ってないこともあり通算の対象としないこととされた。日本の制度については本来的には国内通算の対象となっている共済組合制度も協定に参加することが望ましいが、これらは、各制度において協定締結の必要性等について検討しているところなので当面は厚生年金及び国民年金を中心に通算を行う方向で協定の詰めを行っていくこととなった。しかしながら、この点については上記の両制度で日本の公的年金制度加入者の9割をカバーしているのでこれらだけでも協定締結の実質的な意義は十分にあるものと思われる。

資格期間の通算については、わが国の国内通算と同じように資格期間の通算のみを行い、老齢、遺族、障害給付についてそれぞれの制度の支給要件、計算方式をもとにして、各制度から支給するという方法がとられることとされた。

通算協定において最も重要な適用関係の整理については、ドラフト案にもあるように原則として属地主義により適用する方向で整理することとされた。すなわち、国外に在留する場合には滞在国の制度の適用を受けることとし、例外的に母国とのつながりの強い者（「一時的派遣者」という）のみを属地主義の原則からはずし、母国法の適用を受けさせることとした。原則属地主義、例外属人主義で割り切ることとしたのである。

しかし、実際の適用に当たってどのような者を一時的派遣者とみなして適用を除外するか等一時的派遣者の具体的な定義、範

論 文

囲については、まだ調整すべき点が相当残っており、この点についてはさらに双方で検討を進め、詰めていくこととされた。特に滞在国の適用を除外された者が確実に母国制度の適用を受ける途（保険料の徴収等も含め）が担保されていなければならないが、これは適用という年金制度の仕組みの基本部分に関わる問題を含んでいるので、事前の十分な検討が必要と思われる。

更に、今回の協議では原則的な問題のほか、支給要件等の相違のうち技術的に調整を要するいくつかの点についての確認が行われた。

7. 今後の見通し

これからの作業日程としては、通算協定は国際条約であるので、外交ルートを通じた正式な政府間交渉として、協定案文の詰

めが行われることとなる。また、そのような動きと併行して、日米の業務処理部門の担当者間で運営面における諸問題についての本格的な意見交換が行われ、これに基づいて実施細目がきめられることになる。

これまでの経緯からみて、最終的な協定の締結までにはなおかなりの日数を要するものと思われるが、日米の協定が締結されることによって、在米邦人、在日米人等の年金保障の充実に資するところ大であると予想されるので、交渉のすみやかな進展が望まれるところである。また日米協定の締結を契機に、邦人進出の盛んな西ドイツ、イギリスなどの欧州諸国との間の年金調整の問題も検討課題となることが予想され、社会保障の国際化に大きな影響を及ぼすものと思われる。

OECD諸国における所得分配 (IV)

[INCOME DISTRIBUTION IN OECD COUNTRIES]

訳 三 井 速 雄

社会保険大学校長

(前農業者年金基金業務第一部長)

序 論 (No. 55号掲載)

第1章 方法論上の諸問題 (No. 55号掲載)

用語の定義

不平等度の比較

データの基礎資料について

第2章 計測結果 (No. 57号掲載)

留意事項

基本結果

第3章 所得の十分位階級分布の一般的質 (No. 58号掲載)

世帯構成

所得の種類

第5章 所得分配の変動の傾向

最後に、本章で、1950年代と1960年代のデータが得られる諸国の所得分配のトレンドについて簡単な検討を行う。

ここでは多くの場合、第2章で用いたものよりも劣っていると思われるデータに頼らざるを得なかったが、もっと確実なデータがあったとしても傾向としては変わりがないものと考えてデータを使用した。したがって、どの国の場合にも、各国相互間の比較ができるようなものでなく、さらに当

社会的トランスファーの所得分配に与える影響

第4章 他の諸国のデータ (No. 58号掲載)

第5章 所得分配の変動の傾向 (No. 59号掲載)

付録

I 資料について

II 所得分配データと国民経済計算の整合性について

III 若干の国についての、課税前と課税後の所得分配の比較について

IV 本論文で使用した補間法について

該国内の時系列傾向も観察する場合にも、景気変動の影響などからみて、信頼性は低下していると考えざるを得ない。

しかしながら、余りにも信頼性が低くないようにするため、時系列が不連続であることが判っている場合には、その旨を指摘しており、また租税統計しか資料がない国は除くこととした。

この期間の所得分配の傾向を概括的にいうと、1950年代はいずれも分配が平等化の方向へ向っており、1960年代と1970年代初期は、フランス、イタリア、

日本、オランダなどにおいても、ある程度まで同様の傾向が続いていた。しかしこの時期の西ドイツははっきり判断できる傾向は認められないし、イギリスでは、データによって回答が異なってくるような状況であり、またアメリカでは、むしろ限界的变化として不平等化に向っていると見られるのである。これらのことを考慮に入れて一般化すると、この時期における傾向は、分配の上位ランクの所得のシェアが減少したのは事実であるが、それが貨幣所得から非貨幣所得への移行しただけのことにすぎないのかどうかの判断は、未解決のままなのである。

この時期の所得分配の傾向を理解するに当たって、この時期に生じた各国の経済的又は人口学的な変化を十分考慮に入れなければならない。

すなわち、人口の高齢化及び世帯人員数が小さくなりつつあること（特に各世代ごとに分離した世帯が増加していること。）は、経済的福祉の分配には何らの変化もないのに、外見上分配の不平等化が進んでいるように見えるのである。また各国において農業と自営業のウェイトが低下しつつあることは、所得分配の平等化に貢献しているのである。農業の場合にあっては、農業という相対的には貧しいセクターのウェイトが低下することであり、中でも極めて貧しい農業労働者を消滅させてしまうことで、平等化を進める効果がある。自営業の場合にはこのセクターの内部での不平等が著しいことから、このセクターの減少は、平等化を前進させることになる。

ここでは、所得分配の時間的変化や、不平等の程度の変化の原因についての、既存のぼう大な文献を、説明するつもりはない。本章では、戦後の時期における各国の所得分配の十分位階級分布の変化について述べ、併せてその不平等度尺度の検討を行う。

また、所得分配に対する人口構成上の変化や、社会的な変化の影響についても、一部で言及している⁴⁹⁾。

[カナダ]

不平等度尺度が、すべて1951年から1965年までの期間について、分配の不平等度の減少を示し、1965年から1972年までの期間については、不平等度の増加を示している。

1951年から1970年に至る
課税前所得の分配

年	十分位階級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1951	1.4	3.3	4.5	7.4	7.9	9.9	10.3	12.5	15.5	27.4
1959	1.2	3.4	5.2	7.0	7.9	10.1	11.0	12.8	16.4	24.9
1965	1.5	3.3	5.2	6.7	8.3	9.8	11.3	14.0	15.1	24.9
1965	1.6	3.1	5.0	6.7	8.2	9.7	11.2	13.2	16.0	25.3
1972	1.0	2.8	4.4	6.2	8.0	9.8	11.5	13.5	16.4	26.5

注記：この資料の数値（*Statistics Canada, Income*

Distribution by Size）は、第2章で用いたものより、若干信頼性において不十分である。

1965年までの資料は、非農業人口のみ。

[フランス]

フランスでは1956年から1970年までの期間は、一般的に不平等度が低下する傾向があった。この時期にAVTS（無拠出制老齢年金）の最低年金の意義が次第に減少し、拠出制年金の成熟化とともに、

より多くの高齢者が、最低年金より高額の年金を受けようになった。⁵⁰⁾

ここで最低年金についてデータを補正したため、ここに掲げられた表の1970年の数値を表3の1970年の数値と比較すると、最下位のランクのシェアが著しく大きくなっている。もっと古い年次では、施さなければならない補正がもっと大きくなるのであろうが、そのために生じる低位ランクの所得のシェアの増大は、少なくとも一部分は、所得の定義如何による問題であるとすることもできる。

1956年から1970年における課税前所得の分配

十分位階級										
年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1956	← 3.0	→ 3.9	6.9	8.2	10.3	12.8	18.8	36.2		
1962	0.9	1.1	3.0	4.5	6.9	7.5	10.8	12.0	17.3	36.1
1965	1.1	2.5	3.4	5.5	6.6	8.4	9.7	12.3	16.5	34.0
1970	1.1	2.7	4.3	5.7	6.9	8.2	11.1	12.5	18.3	29.3

注記：このデータは第2章のものと同じである。しかしながら1970年の統計では、それ以前の児童手当と最低年金に関する補正が不完全にしかできていない。そのため、最下位ランクのシェアが表3では1.5%になっているのに、本表では、1.1%にしかっていない。

一方、不平等度尺度でみると、全尺度とも不平等度が低下しているが、これは農業部門のウェイトが、相対的に低下したためであると推測される。原資料では、各セクターごとのジニ係数が計算されているが、これを再掲したものが、次の表である。これによれば、各セクターの内訳では時間の経過にも拘らず、ジニ係数の値は、ほとんど変化していないことがわかるが、同時に各セクターの相互のウェイトは変化してい

るのである。

1962年から1972年における各職業分類ごとのジニ係数

職業分類	1962	1965	1970
自営農業者	0.57	0.53	0.53
農業労働者	0.37	0.35	0.31
自由業	0.47	0.47	0.47
高級管理職	0.36	0.34	0.28
中間管理職	0.32	0.29	0.27
その他の事務労働者	0.32	0.30	0.31
肉体労働者	0.29	0.29	0.28
無業	0.52	0.52	0.47
計	0.51	0.47	0.44

〔西ドイツ〕

不平等度尺度の全期間の大勢としては、不平等度が低下している。そのうち、1950年から1960年にかけては、不平等度が低下しているが、1960年から1973年にかけては、不平等度はわずかに上昇している。

西ドイツの所得分配の大きな変化は、最下位のランクにおけるシェアの3分の1にも及ぶ増大と、中間のランクにおける若干のシェアの減少であるということが出来る。

西ドイツではこれと別に、不平等度の増大と減少を相殺するような効果を持った変化がある。世帯主の社会階級に着目した場合、その比率が次のように変化していることがそれである。

世帯の比率(%)		
	1950	1973
自営業その他	18.5	10.1
事務労働者	18.9	25.5
労働者	34.7	30.4
退職者	27.9	34.0

翻 訳

また各職業分類ごとの1950年と1970年の不平等度を、ジニ係数で計測したものが次表であるが、これで見ると、自営業者人口の全人口に占める比率が低下するに従って、自営業者の内部での不平等度が低下し、かつその平均所得が他のセクターと比べて、相対的に上昇してきている。これらの職業分類の各職業の重要度の相対的な変化を計測してみるために、1953年の各職業の占める比率を用いて1970年の分配の状況を推計してみると、十分位階級の最下位ランクのシェアは2.6%だけ大きくなっており、最上位のランクのシェアも31.1%に上昇することとなるが、その他のランクの変化は極めて少ない。

1950年から1973年における課税後所得の分配

年	十分位階級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1950	2.1	3.4	4.7	6.0	7.3	8.7	10.3	12.5	15.8	29.3
1960	2.5	3.5	4.7	6.0	7.3	8.8	10.5	12.6	15.8	28.1
1970	2.5	3.4	4.6	5.8	7.1	8.5	10.2	12.3	16.3	29.3
1973	2.8	3.7	4.6	5.7	6.8	8.2	9.8	12.1	15.8	30.3

注記：本表の数値は、第2章の表3、表4と比較可能である。

1950年から1973年までの各職業分類ごとのジニ係数

	ジニ係数		平均所得 (マルク,月額)	
	1950	1973	1950	1973
	自 営 業 事 務 労 働 者	0.376	0.258	186
労 働 者	0.343	0.332	143	730
退 職 者	0.307	0.280	119	651
	0.409	0.331	67	286

〔イタリア〕

イタリアでは不平等度尺度で見て、1967年から1972年までの期間、不平等度が低下していることがわかる。

1967年から1972年における課税後所得の分配

年	十分位階級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1967	1.6	3.2	4.8	6.2	7.6	8.8	9.9	12.0	15.5	30.5
1969	1.8	3.6	4.9	6.1	7.2	8.5	10.0	12.0	15.6	30.2
1972	1.8	3.4	4.8	6.3	7.5	8.8	10.4	12.4	16.0	28.4

注記：本表の数値は、第2章のものと同じである。しかし、表4の1969年の数値に施されているような、除外されている金融資金からの所得分の補正を、全年次に沿って行うことはできなかった。

〔日本〕

日本では、「貯蓄動向調査」(Family Saving Survey)は、2人以上の非農家世帯しかカバーしていない。しかし1人世帯を除外していることを除けば、この資料の所得と世帯の概念やカバレッジは、第2章のものと同じである。この資料によって、1962年と1972年について計算した数値を次に掲げるが、これによれば、分配が平等化の方向を向いており、最下位ランクの所得シェアの上昇と、最高位ランクのシェアの低下が読みとれるのである。

1962年から1972年における課税前所得の分配

年	十分位階級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1962	3.0	4.8	5.8	7.0	7.9	9.0	10.4	12.1	14.7	25.5
1972	3.5	5.2	6.3	7.2	8.2	9.2	10.3	11.9	15.0	23.2

注記：本表の数値は第2章のものとは違って、貯蓄動向調査からとられている。ここでは1人世帯は除外されている。

〔オランダ〕

オランダでは第2章で用いた資料を1952年までさかのぼることができるので、このうち所得分配の状況がよく解る1954年、1959年と1967年のデータを次に掲げる。十分位階級の最下位のランクのシェアは、この2つに分けられた期間のうちに、1954年の1.74%から1967年の2.55%まで、約1.5倍に増大しており、最上位のランクのシェアは、逆に低下している。全期間を通じて、下位5ランクと第8番目のランクのシェアは増大し、残りの4ランクのうち最上位の2ランクのシェアは減少している。

オランダの中央計画局(Central Planning Bureau)がタイル尺度を使用して、各職業分類相互間と各職業分類の内部での所得分配の不平等度の変化を分析しているが、その結果を、いくつかの年次を選んで掲げると、次のようになっている。

タイル尺度が測定した不平等度が、低下しているのは、それぞれの要因のウェイトの大きさまではこの表からは解らないが、主として年金受給者と無業者の不平等度の低下の結果なのである。

1954年から1967年における課税後所得の分配

年	十分位階級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1954	1.7	3.3	4.8	6.1	7.5	9.3	10.3	12.0	15.1	29.9
1959	2.3	3.2	4.8	6.4	7.8	9.2	10.5	12.2	15.0	28.8
1967	2.6	3.9	5.2	6.4	7.6	8.8	10.3	12.4	15.2	27.7

注記：本表の数値は、第2章のものと比較可能である。

1954年から1967年における職業分類ごとのタイル係数

	全集団	賃金俸給	自営業	年金受給者と無職者
1954	0.319	0.219	0.397	0.347
1959	0.296	0.210	0.368	0.248
1967	0.262	0.194	0.373	0.192

注記：中央計画局では、自然対数を用いたが、本表では、常用対数を用いている。

〔イギリス〕

第2章で用いた2つの資料は、1つは1949年から始まっている“Blue Book”(国民所得支出調査)シリーズであり、もう1つは1957年から始まった家計支出調査(FES)である。前者は途中で税法改正があったため、連続性において若干欠ける所があると云われている。⁵¹⁾

両資料の差について特に指摘しなければならないのは、1969年以降両資料が異なったトレンドを示していることだ。FES資料では下位5ランクのシェアが低下し、上位の5ランクのシェアが、増加するという不平等度増大のトレンドを示しており、しかもこれはここに掲げた表で、たまたまそのような数値の年次を選んだという理由からではなく、毎年ごとの傾向からうかがえるのである。他方Blue Bookからの推計では、下位のランクでシェアの増減が入りまじっているとはいえ(特に下位第2番目のランクは下っている)、全体としては平等化へ向っていることを示している。

翻 訳

1963年から1973年までの
課税前所得の分配
(家計支出調査による)

年	十 分 位 階 級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1963	2.2	4.0	5.6	7.0	8.1	9.5	10.8	12.5	15.1	25.3
1967	2.4	4.1	5.9	7.2	8.4	9.6	10.9	12.7	15.2	23.7
1973	2.1	3.3	5.1	6.9	8.3	9.8	11.2	13.0	15.6	24.7

1949年から1972-1973年
における課税前所得の分配
(Blue Book のデータによる)

年	十 分 位 階 級												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
1949	←23.7→			8.2	9.6	11.2	14.1	33.2					
1959	←10.3→			5.3	7.4	8.9	10.5	12.4	15.1	30.1			
1967	2.7	3.4	4.8	6.0	7.7	9.1	11.1	12.6	15.2	28.0			
1972-73	←5.8→			4.8	5.9	7.6	9.2	11.0	13.1	15.8	26.9		

1949年から1972, 1973年
における課税後所得の分配
(Blue Book のデータによる)

年	十 分 位 階 級												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
1949	←26.5→			9.5	10.5	11.9	14.5	27.1					
1959	←6.0→			5.2	6.6	7.2	9.9	11.2	12.9	15.7	25.2		
1967	←7.1→			4.9	7.1	7.7	9.7	11.0	13.0	15.2	24.3		
1972-73	←6.8→			5.5	6.5	8.0	9.5	11.2	13.2	15.8	23.6		

注記：本表の作成資料は、第2章に掲げた表と同じものである。

イギリスの所得分配に対する人口構成上の変化や社会的変化の影響については、⁵²⁾ センプル (Semple) が、ジニ係数を使用して当初所得 (トランスファーと租税差引前のもの) と最終所得 (トランスファー、直接税、間接税差引後に、社会保障の現物給付

の一部を加えたもの) を比較し検討している。

世帯構成を1961年の状態で不変とし、いくつかの年次についてジニ係数を算出すると、次のようになる。

	当 初 分 配		最 終 分 配	
	未補正	補正後	未補正	補正後
1961	0.384	0.384	0.335	0.335
1963	0.397	0.393	0.339	0.338
1967	0.382	0.380	0.322	0.320
1973	0.422	0.397	0.328	0.317

なお、1963年時点の世帯人員構成の分布を不変として、所得の十分位階級分布の変化を算出したものを次に掲げておく。

これで見ると、原因の全部ではないにせよ、下位のランクのシェアの低さ (表3と比較されたい。訳者) は、世帯人員構成の変化によって生じたということになる。

1963年の世帯構成で標準化した場合の課税前所得の分配

年	十 分 位 階 級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1967	2.4	4.2	5.9	7.3	8.4	9.6	10.9	12.6	15.1	23.6
1973	2.2	3.7	5.6	7.2	8.5	9.7	11.0	12.7	15.3	24.1

[アメリカ]

アメリカではセンサス局 (Bureau of the Census) の資料で、データを1947年までさかのぼることができる。この期間にほとんど目立った変化は認められないが、下位の5ランクと最上位のランクで、わずかなシェアの減少が見られる。

予想される世帯構成の変化による影響を推定するため、1962年の世帯構成を用いて1972年の所得分配を算出してみると、世帯構成が不変であったとしたならば実際よりも、最下位のランクでは所得総額の四分の一程度、最上位のランクでも二分の一程度のシェアの増大があったはずなのである。

表3の「参考」で記載しているラドナーとヒンリックス(Radner and Hinricks)の研究では、1964年と1971年の十分位階級分布は次のとおりである。これによれば、対象の全期間を通じて、分配の平等化は前進していることとなる。

1947年から1972年における課税前所得の分配

十分位階級										
年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1947	1.4	2.7	4.5	6.1	7.6	9.1	10.7	12.8	16.1	29.1
1952	1.2	2.5	4.5	6.3	7.9	9.3	11.0	12.9	15.8	28.6
1957	1.1	2.6	4.5	6.5	8.2	9.8	11.3	13.3	16.1	26.5
1962	1.1	2.5	4.3	6.1	7.9	9.5	11.2	13.4	16.6	27.5
1972	1.2	2.6	4.2	5.8	7.5	9.3	11.1	13.4	16.4	28.4

注記：本表の数値は、第2章に掲げられているものと比較可能である。

十分位階級										
年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1964	1.1	2.9	4.6	6.1	7.6	9.1	10.7	12.7	15.7	29.6
1971	1.2	3.1	4.6	6.2	7.6	9.1	10.9	12.9	15.8	28.6

原文注

- 48) P. Lardi, *Empirische Untersuchungen zur personellen Einkommensverteilung in der Schweiz*, Basel 1970. (本誌No. 58注)
- 49) デンマーク、フィンランド、ノルウェイ、スウェーデンは本章では言及しない。
- 50) AVTS(無拠出制老齢年金)の受給者数は、1955年の971,000人から1970年の272,000人に減少し、一方社会保障年金の受給者は同じ期間に1,286,000人から3,050,000人に増加している。
- 51) A.B. Atkinson, *The Economics of Inequality*, op. cit. Chapter 4.
- 52) M. Semple, "The Effects of Changes in Household Composition on the Distribution of Income", *Economic Trends*, December 1975.

付録I 資料について

付録Iでは、主として第2章で検討した12ヶ国について、そのデータを作製した資料、所得や世帯などの定義、資料のカバレッジ等の諸問題について簡単に述べることにする。

[オーストラリア]

オーストラリアでは、目下次の2つの資料が利用できる。

- i) N.Podder "Distribution of Household Income in Australia"

Economic Records, July 1972.

ii) Commonwealth Bureau of
Census and Statistics,

Income Distribution 1968-69,

Parts 1, 2 and 3.

ポダーの研究は、都市部の約5,500世帯を対象にした、消費者収支調査によって得られた資料を用いて行われている。この研究における世帯主の定義は本論文で用いたものに近いが、まかない付の単身の下宿人について、同一世帯の講成員とすべきところを、この調査の本来の目的のために別世帯とされている。また所得の定義は完全ではないが、トランスファーも含まれており、課税前と課税後の両方の所得が調査されている。

サンプルを都市部に限定したことが、それほど本質的なひずみをもたらしたとは思われないが、1人世帯の数は実際より低くあらわれているらしく、これが所得分配をより平等に見せかける結果を生んでいるようである。すなわち、この調査では1人世帯の比率が、全体の9%にしかっていないのに、調査統計局(Commonwealth Bureau of Census and Statistics)の調査(後出)に基づく算定では、OECD諸国の平均値¹⁾ぐらい(但し、この数値は過大推計の恐れがある。)なのである。もう1つのこの調査の問題は、所得の低い人口の大きな部分の、所得と支出についての資料が欠けていることである。低所得者についての資料が不足することは、支出調査の一般的な欠点ではあるが、この場合は特に、はなはだしく、所得が相当高い階層にまで

及んでいると思われる。

第2の、調査統計局の、1968、69年の所得分配調査は、5年ごとに行われる定期調査の最初のものである。調査の規模は人口0.5%であり、オーストラリア国内に居住する個人世帯全体をカバーしている。またここで用いられた所得は、当該世帯に属する15歳以上の者の課税前の貨幣所得を全世帯について集計したもので、所得を稼得する者の数をベースにしている。所得単位をこのようにしたために、恐らく1人世帯の数が相当に過大になっているはずである。

上記の2つの逆方向のひずみを持った資料の、いずれが適当かを理論的に決定することはできないが、実際には、調査統計局の資料は複数家族の世帯だけを調査したものであり、現実の1人世帯は除外されてしまっているため、ポダーの資料の方が好ましいといわざるを得ないのである。

[カナダ]

カナダでは *Statistics Canada* が実施した、1951年から1972年までの期間についての一連の所得分配調査 (*Income Distribution by Size in Canada*) が、データの基礎となっている。このうち1951年から1965年までは非農家世帯だけしか調査されていないが、1969年の調査は、同年の家計支出調査と結合した形でヨーロッパ統計家会議が行った所得分配統計作成のプロジェクトの、カナダ担当部分として行われている。この部分が第2章のデータの大部分の基礎となっているが、世帯

構成を標準化する際に使用したデータや、第5章のデータにおいては、Statistics Canada の若干不完全なものも用いている。

世帯の定義は、本論文で使用した「核心的定義とは異っており、「経済家族」(Economic Family)の概念が用いられている。これは、同居している血縁者か又は婚姻関係にあるか養子縁組をした者の範囲を指している。しかしこの定義は、実際には本論文の世帯の概念と大差ないものと思われる。

またカナダにおける課税後所得は「可使用所得」(available income)と表現されているが、これは本論文の概念に近いとはいえ、ヨーロッパ統計家会議が提案しているものとは若干の隔たりがある。

1969年のヨーロッパ統計家会議のプロジェクトの一環として行われた調査は、課税後所得ベースで行われている。課税前所得のデータは、この調査に結合した形で行われた家計支出調査を用いて算出されており、例年課税前所得のベースで行われている Statistics Canada のデータとチェックをしたものである。

[フランス]

フランスの主な資料は、INSEE(国立統計経済調査院 L'Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques)の1956年、1962年、1965年、1970年に行われた調査結果である。³⁾

1970年の調査は、サンプルサイズが

45,000で全国人世帯をカバーしている。所得は税務当局への申告所得額とされているが、課税上限を超えた額を申告したのもそのままに把握されている。申告所得であるため、非課税の社会的トランスファー(たとえば、児童手当、特定の老齢年金、疾病手当など)や資産所得の或る部分など、大きな所得部分が除外されることになる。1970年の調査では、法令上受給権のある世帯の所得とする形で児童手当を含めることとした。M. Banderier が著者に直接もたらしてくれた情報と、これらの給付水準と受給者数についての情報から、ここで除外された老齢年金部分についての補正をほどこすことができた。

その結果によれば、1人世帯と2人世帯の多くのものの所得が増大することとなるが、これらはほとんど十分位階級分布の最下位のランクに存在しており、所得のシェアにすれば1%にも満たない増加である。

この資料の第2の問題点は、脱税や特定グループ(特に自営業者や自由業)の者に対する税制上の優遇扱いなどのために、推計所得額が低くなってしまったものの補正ができないということである。

世帯の定義は本論文で用いたものと同じであり、世帯の所得は世帯員の課税所得額を、全員について合計したものとなっている。また課税後所得は、課税前所得から支払税額と各所得階層ごとに適用される社会保障拠出率とから算出した。

[西ドイツ]

ドイツの主な資料は、次の2つである。

i) ドイツ経済調査研究所(Deutsches Institut für Wirtschafts⁴⁾ forschung)が作成したデータ

ii) 家計所得消費調査によるデータ⁵⁾

はじめのデータは、租税統計や社会保障記録統計などの(後者の資料をも含む)さまざまな調査報告等から作成したものである。このデータの所得は、基本的に課税後の貨幣所得がとられており、世帯の定義は明示されていないが、本論文のものに近いようである。このデータは1950年から1973年までの、いくつかの年次について作成されている。

後者の資料は46,000世帯のサンプル調査であるが、世帯主が外国人である世帯、月額10,000マルク(1969年)以上の所得の世帯は除かれている。所得と世帯の概念ははじめの資料と同じであるが、この資料では世帯は、それぞれの純所得のランクに従って排列されており、純所得と粗所得の両方について数値がわかるようになっている。

はじめのデータが第2章と第5章の検討に使用されているが(後者の資料のデータも表3の参考に掲げられている。),後者の資料は世帯の標準化のための各種の試みに用いられた。

[イタリア]

イタリアのデータは、定期的に刊行されているイタリア銀行時報(*Bolletino della Banca d'Italia*)の消費者貯蓄調査から作成された。所得の概念は、勤労所得、実物資産からの所得、年金その他のトランス

ファーのうち貨幣所得であるものから、源泉徴収される税と社会保障拠出を差し引いたものとされ、自家消費、金融資産からの所得は除外されている。ただし1969年時点では、所得階層ごとの金融資産の所有状況が把握されているので、この項目については1969年に限って補正可能である。すなわち、金融資産の収益率がどの所得階層についても同一であるとし、可処分所得総額に占める利子と配当のシェアから、各所得階層ごとに金融資産から生じた所得を配分することができたのである。

また世帯の概念については、本論文で用いられているものと大差ない。

[日本]

日本については、総理府統計局から公刊されている次の2つの資料を用いた。

i) 家計調査 1969年(第4巻,第6巻)

ii) 貯蓄動向調査 1962年及び1972年

所得は、賃金と俸給、自営業者の所得、資産からの収益と社会保障給付から構成されている⁶⁾。世帯は住居と生計を一にする者のグループとして定義されており、個人世帯だけが対象となっている⁷⁾。

1969年の家計調査はそれ以前のものより優れていると思われるが、それでも農業、林業世帯が除外されており、本研究の目的からすれば不十分と云わざるを得ない。

特に農家世帯を除外していることは、農業の比重が小さくなりつつあるとはいえ、1969年時点で農業、林業、狩猟従事者

(漁業を除く。)が民間雇用に占める比率は17.9%にもなっており、大きな欠点となっている。ただし、この比率は、賃金を支払われない家族従事者を除外すれば、9.8%に低下する。

1969年における農家世帯の年間平均所得額は、次のとおりとなっている。

粗所得	1,250(千円)
課税後所得	1,137
課税後、補助金算入後所得	1,286

一方非農家世帯の平均粗所得は1,155千円であるから、両者は大そう近接しているし、この国では農家の土地所有が比較的平等であることから、農家の所得分配にも大きな不平等はないと考えることができるので、農家世帯が対象から除外されているために、大きな偏りが生じたとは考える必要がないだろう。しかし所得単位を1人当たり所得で考える場合には、農家世帯の平均人員が大きいこと(非農家、3.66人に対し、農家4.95人)から生じるひずみはより大きなものとなる。

課税後所得は、日本統計年鑑(総理府編)によって、所得階層ごとの実効税率を課税前所得分配に当てはめて算出した。

所得と世帯の定義は、貯蓄動向調査においても家計調査と同様であるが、貯蓄動向調査でも非農家世帯のみがカバーされ、また1人世帯と2人以上世帯にしか分けられておらず、1人世帯は全世帯数の10%程度にしか当たらない。このように1人世帯が少なく見つめられていることは、所得分配を実際より相当に平等化しているように見せかけていることとなるので、この資料

は第5章で使用するとどめた。

[オランダ]

オランダの資料は、中央計画局が公表している *De Personele Inkomensverdeling* 1952-1967 である。ここで用いられている所得の概念は、トランスファーを含めた全貨幣所得及び自己所有資産から生じる帰属レントから、若干の勤労控除と支払保険料を差し引いたものである。また世帯の概念は基本的には課税単位で把握されているが、実質的には核家族の概念に極めて近い。

この資料は税制上のデータを基礎にし、これを拡張して作成したものであって、非課税所得も含まれている。しかしながら、1人世帯の数が異常に多く(全世帯の45%)、これは両親と同居している、所得の低い若年者を分離して算定したためであるが、そのために所得分配の不平等度は著しく拡大されている。

[ノルウェイ]

ノルウェイでは、次の、相互に関連のある2つの資料が用いられた。

i) *Income Statistics 1970*

ii) *Statistics in Low Incomes*,

両者ともに1973年に、中央統計局(Central Bureau of Statistics)から公刊されている。

これらのデータは、14,000人の所得稼得者の2つのサンプルから算出され、本来は税務統計から採用されたものであるが、原則的には全人口、全世帯をカバーしたものとされており、算定結果も全人口に拡大

してあらわされている。世帯については同一住居に住む同一の姓を持つ者を、同一世帯として扱っているが、夫婦と被扶養者は、姓がことなつても同一の世帯とされている。

またこの資料は、課税前所得と課税後所得の両方を算出できる。まず前者においては、キャピタル・ゲイン、資産の売却から得られる所得をも含んでおり、疾病給付や児童手当は除外されており、また社会保障拠出や若干の租税も差引かれたものである。後者は、「可処分所得」とされているが、前者から租税を差引いたものに戻税と家族手当を加えたものである。なお可処分所得がマイナスになった者については、ゼロとして算定されている。

〔スペイン〕

スペインでは所得分配データの資料には、国立統計研究所 (Instituto Nacional de Estadística) から公刊された次の2つのものがある。

- i) *Diferencias Relativas de Renta* (1974)
- ii) *Encuesta de Presupuestos Familiares*
(1973-74)

前者は、ヨーロッパ統計家会議の所得分配プロジェクトのために作成されたものであって、所得、世帯の概念は本論文で用いたものと同じである。両方の資料とも世帯員から家事使用人を除いているが、前者には後者と比べて次のような欠点がある。すなわち、まず世帯主が被用者と年金受給者である世帯しか対象としておらず、自営業世帯が除外されている結果、全人口3,400万人のうち2,300万人しかカバーされてい

ないことになっており、またサンプル数が約9,000しかとられなかったのである。

後者の資料では、サンプルサイズは24,000で、原則として全人口がカバーされていることになっている。世帯は住居が同一で生計を同一にしているもののグループとして定義され、所得は、現物賃金の一部と自己所有資産からの帰属レントを含み、社会保障拠出と源泉徴収された所得税を差引いているが、それ以外の所得税は未差引のものとして把握されている。後者の資料は第2章で使用されているが、前者は標準化された所得分配のデータの作成のみに使用した。

〔スウェーデン〕

スウェーデンの資料は、中央統計局 (Central Bureau of Statistics) の "*Sweedish Survey on Relative Income*

Differences" から採られている。これはヨーロッパ統計家会議の所得分配プロジェクトのスウェーデンについての分担部分であるが、いくつかの点でヨーロッパ統計家会議の諸概念と異なったものを用いている。

世帯の概念は、特定の1時点ではなくて、年間の大部分その世帯に属していた者のグループとして把握されている。

事業所得は、企業者余剰 (operating surplus) と資本からの所得の合計額からスウェーデン税制によって算定された減価償却を控除したものとして把握される。自己所有家屋からの所得は帰属レントの推定額 (家屋の課税評価額の2~3%) から家屋取得のための借入金の利息を差引いたも

のとして把握される。したがって資産所得についてはマイナスになることがあり、現実にスウェーデンの資産所得の総額はマイナスの値となっている。

サンプルサイズは(1972年の登録人口の基礎によってサンプルを設定した。)5,000世帯であり、回答率は80%であった。この調査結果は、他の同様の所得調査データ(税務統計、国民所得調査)の資料などと照合しても特に矛盾はない。調査結果は、全人口ベースに引き伸ばされて示されており、集計に際してサンプルの間での回答率の差についても、考慮されている。なお課税前所得の分配については、この調査の中の、課税についての資料から推計された。

⁸⁾
〔イギリス〕

イギリスには所得分配の研究のための基本的な資料が3つある。

第1は家計支出調査“*Family Expenditure Surveys*”であって、これは1957年以来毎年実施されており、現在のものはサンプルサイズが約10,000で、回答協力数は約7,000、調査対象は、駐英外交官とアメリカ駐留軍を除いた全居住個人世帯となっている。所得は経常ベースのもので調査され、投資所得と自営業者の所得は12ヶ月単位で推計されているが、次の2つの例外がある。第1は被用者であって、賃金支払を受けずに離職している者のうち、離職期間が13週に満たない者は、その所得として、現に受けている社会保障給付ではなくて、正規の賃金を引き続いて受けて

いるものとして扱われることとなっており、これは所得分配を、実際より平等に見せかけるひずみをもたらす。第2は、現に居住している家屋の家賃を払わない者や、自己所有の家屋に住んでいる者は、その家屋の帰属レント分の所得があるものとされている。

所得税額や社会保障拠出額など多くの項目については粗所得のランクによって多重分類されており、これによって各粗所得の階級ごとに純所得額が算出でき、さらには課税後所得分配の算出が可能となっている。

この調査において、宗教の差異などによって回答率に差があることがわかり、かつそのために低所得階層と高所得階層は、相対的にサンプルの数が過小になってしまっているが、回答率の差に起因するひずみについては、補正は施されていない。

第2番目の資料は、中央統計局(Central Statistical Office)の1945年から1967年までをカバーしている国民所得、支出調査(“*National Income and Expenditure*”

HMSO各年)である。この資料は、元来内国所得統計であるが、社会保障関係統計にも拡張されている。この資料では、所得単位として課税単位がとられており、単身の個人又は夫婦が単位となっている。所得の概念は課税所得とされており、社会的トランスファー、現物給付、フリンジ・ベネフィットが含まれているが、キャピタル・ゲインと自己所有資産からの帰属レントは含まれていない。なお、各種の施設収容者を含めた全居住者が対象とされている。

この資料には多くの問題があり、たとえ

ば、課税年度の途中で死んでしまった人のように、課税単位としてのみ存在している者も対象数に入れているため、低所得者の数が実際より大きくなってしまっている。またもう1つの問題は、個人セクターとして世帯の所得の構成成分となるべき所得の16%にもあたる額が、所得のランク別に帰属させられないことである。その額の四分の一は自営業者の所得であり、他四分の一は自己所有家屋からの帰属レントである。

第3の資料は、1971年に行われた一般世帯調査 *General Household Survey* 1971 の中の、所得関係質問事項であるが、この調査のサンプルサイズは、所得関係質問事項に関しては約9,000以上、回答率は71%で、他の調査よりは悪い。

所得は、調査時点前12ヶ月間の粗貨幣所得として調査されており、世帯については、「常態として同一の住所に住み、少なくとも1日1度は共同の食事をするグループ」と定義されている。この調査の欠点は、所得項目が調査の重点事項としてではなく、単に分類上の一項目としてしか扱われておらず、また結果から見ても、この調査の所得階層区分の最上のランクに、30%もの対象が入ってしまっているのである。

[アメリカ]

アメリカで使用することができた資料は、次のものである。

- i) *Current Population Reports Series* P 60
(各年) センサス局
- ii) D.B.Radner 及び J.C.Hinricks,
"Size Distribution of Income

1964, 1970 and 1971", *Survey of Current Business*, October 1974.

- iii) B.A.Okner, "Individual Taxes and The Distribution of Income" J.D.Smith 編 *The Personal Distribution of Income and Wealth*, NBER New York 1975.

第1のセンサス局の資料は、1944年以来毎年作成されている。この資料では、世帯は「1つの家屋、アパートメント若しくは家具を備えかつ建物の他の部分から独立している1室又は数室を、共同して占有しているすべての人口のグループ」として把握されている。所得は、当該世帯の14歳以上の者の粗貨幣所得の合計で、調査前年の歴年を対象としている。

サンプルサイズは1972年の調査において47,000世帯で、37,000世帯の回答協力が得られたが、調査結果は、この調査とはべつの、軍人、公務員を除く人口の年齢別、人種別、性別の推計に適合するように、ウェイトを掛けて引き伸ばした形で作成されている。また各所得階層ごとの所得額は、調査回答額そのままではなく、対数補間法で推計したものである。課税後所得の分配については、「合衆国統計紀要」*Statistical Abstract of the United States* によって得た所得階層ごとの平均税率と、各年次に適用されていた社会保障拠出率から推計した。

第2の資料は、商務省経済分析局 (Bureau of Economic Analysis (BEA) of the Department of Com-

merce)による推計である。1970年と1971年のものは、1964年の推計を、人口の職業別構成の変化と、所得の種類の相対的な変動を、新らしく織り込んで推計し直したものである。この資料においては、次に掲げる資料などをさまざまに合成して所得分配データを推計している。

- a) Current Population Survey.
- b) Internal Revenue Services.
- c) Tax Model of Individual Returns and their Taxpayer Compliance Measurement Program.
- d) Survey of Financial Characteristics Consumers; Federal Reserve Boards.

この資料では2つの所得概念が用いられている。第1は、世帯個人所得であり、第2は総貨幣所得であるが、両者ともにキャピタル・ゲインを除いた課税前経常所得である。世帯については、(a)14歳以上の単独で居住している未婚者と(b)2人以上で血縁、婚姻、養子縁組などの関係を持ち、共同で生活している家族とに分けられている

が、世帯数は上記の1)のものに極めて近い。またこの資料は、所得調査に対する低回答への補正が施されているので、各所得階層に分配された所得の総額は、(調査対象の差によるひずみを補正。)国民所得計算における個人所得額によく相応している。

第3の資料であるオクナーの研究では、Brooking研究所の「MERGE」資料から得られた課税後分配のデータが示される。この資料は72,000世帯をサンプルとした調査を基礎に、“Survey of Economic Opportunity”と税務統計資料を参照して作成されている。世帯の定義は、本論文で用いられているものと同様であり、所得は(国民経済計算における国民所得の定義による)、国民所得額 プラス トランスフェラブル プラス 農業資産及び非農業不動産からの収益(gain)の合計額として定義されている。また企業の留保利益は、近似的に企業の株価に反映してあらわれるキャピタル・ゲインであると考え、世帯の所得の中に含めている。

付録Ⅱ 所得分配データと国民経済計算の整合性について

すでに表2でいくつかの数値を挙げて示したように、所得分配データには所得調査に対して所得額を実際より低く回答し、しかもその程度が資料ごとに異なる、という低回答の問題を避けることはできない。そ

こで極めて困難ではあるが、若干の定量化をあえて試みることにした。

本文の中で指摘したことであるが、所得分配データから得られる所得総額と、OECDの国民経済計算の数値を、比較対比す

翻 訳

することはできない。それは、国民経済計算では個人年金や企業年金の受取額を除外するほか、社会保障における医療費の償還払額を、社会保障トランスファーの1つとして算入しているからである。また国民経済計算の数値は個人所得が全額計上されており、そのため、所得分配データがカバーしないこともある。個人世帯以外の居住者の所得をも含めなければならない。そのため個人世帯人口ではなく、全人口を使用しなければ、個人所得の総額が把握できない場合もあることになる。

以下においていくつかの国の実例を掲げる。

〔カナダ〕

1969年の所得分配データによって所得の種類ごとの所得額を合計したものと、国民経済計算とを比較した。

	所得分配 データ 国民経済計算 (100万カナダドル)		(1) (2) %
	(1)	(2)	(3)
賃金及び俸給	39,037	40,890	95.5
事業所得	4,410	4,720	93.4
資産所得	3,508	4,595	76.3
トランスファー受取り	4,316	5,022	85.9
課税前所得	51,271	55,227	92.8
支払税額	8,097	8,525	96.0
課税前所得	43,174	46,702	92.4

〔フランス〕

1970年の所得分配データは、失業手当、疾病手当、児童手当、ミーンズテストのある老齢年金（ただし、後2者は、下の

表では除いてあるが、第2章では算入したもので示している。）のような世帯所得を構成するいくつかの要素を除いているが、これを国民経済計算のデータと比較したものが下の表である。これで見ると、2、3の項目については、所得調査において、かなりの低回答があることがわかる。

	所得分配 データ 国民経済計算 (100万フラン)		(1) (2) %
	(1)	(2)	(3)
賃金及び俸給	238,808	268,760	88.9
事業所得	50,109	145,792	34.4
投資所得	8,142	23,032	35.4
年金その他の トランスファー	48,393	52,654	91.9
課税前所得	345,452	490,238	70.5

〔西ドイツ〕

ドイツ経済調査研究所のデータにおいては、所得分配データから算出される所得総額と、国民経済計算の数値とが対応するように計画されている。下表は、世帯所得、消費調査のデータと国民経済計算のデータを大まかに対応させてみたものである。

	所得分配 データ 国民経済計算 (10億マルク)		(1) (2) %
	(1)	(2)	(3)
賃金及び俸給	250.9	300.1	83.6
事業所得	70.4	159.0	62.9
資産所得	31.1
公的トランスファー	75.6	80.3	94.1
その他	12.6	-	..
課税前所得	440.6	539.4	81.7

a) 1969 Household Income and Consumption Survey.

〔スウェーデン〕

スウェーデンの所得分配データは、資産所得の取扱いが特異であるため、国民経済計算データと比較できる部分が限られている。1970年の調査における賃金と俸給に関しては、国民経済計算の数値とほとんど差がないことから、調査の低回答はほとんどなかったものと考えられる。事業所得では（自己所有資産からの帰属レントが除かれている。）両者の比率は54%にしかになっていない。なおスウェーデンでは資産所得の合計は負の値になっている。

〔イギリス〕

1973年の世帯支出調査と国民経済計算のデータは、部分的に比較することができる。

	所得分配 国民経済 データ 計 算 (100万ポンド)		(1)/(2) %
	(1)	(2)	(3)
賃金及び俸給	37,481	38,678	96.9
事業所得	3,446	6,244	55.2
投資所得	1,754	4,411	39.8
年金類	1,279	3,272	39.1
トランスファー	4,591	5,920	77.6
自己所有家屋の 帰属レント	1,981	2,253	87.9
その他	433	-	..
課税後所得	50,965	60,778	83.9

a) 1973 Family Expenditure Survey

Blue Book の1972年、1973年の推計値は、上記のデータと比べて合計

額で15%も低くなっている。その内分けは、事業主の国民保険への拠出分が算入されていないことによるものが23%、自己所有資産の帰属レントを除いたことによるものが25%、自営業者のさまざまな所得がもれているものが39%である。

	所得分配 国民経済 データ a) 計 算 (100万ポンド)		(1)/(2) %
	(1)	(2)	(3)
賃金及び俸給	34,290	34,545	99.3
事業所得	3,112	3,250	95.8
投資所得	1,054	1,210	87.1
企業年金	3,085	3,085	100.0
社会的トランスファー	1,840	1,840	100.0
その他	-	8,484	..
課税前所得	43,381	52,414	82.8

a) 1972-73 "Blue Book" data

〔アメリカ〕

1972年のセンサス局の所得分配データと国民経済計算のデータとの比較を次に掲げる。

	所得分配 国民経済 データ 計 算 (10億ドル)		(1)/(2) %
	(1)	(2)	(3)
賃金及び俸給	597.1	607.1	98.3
事業所得	64.7	71.0	91.1
資産所得	33.8	75.1	45.0
社会的トランスファー	63.3	79.0	80.1
その他	14.0	25.1	55.8
課税前所得	772.9	857.9	90.1

翻 訳

付録Ⅲ 若干の国についての、課税前と
課税後の所得分配の比較について

ここでは、所得分配において移転所得が、どのように各所得階層に配分されるかを検討する。次に掲げる諸表においては、トランスファーの定義が国によって異なること、世帯のランク付けも、国ごとに異なった概念にもとづく所得額によって分けられており、厳密な国際比較は困難であることに留意しなければならない。

以下において、諸表は、次のようにして作られている。

- i) 4ヶ国についてはトランスファー前所得によって世帯を十分位階級に区分し、その各ランクごとのトランスファー前の所得のシェア、トランスファー自体のシェア及びトランスファー後の所得のシェアとを示している。
- ii) 6ヶ国についてはトランスファー後の所得によって世帯を十分位階級に区分し、トランスファー前の所得のシェア、トランスファー自体のシェア及びトランスファー後の所得のシェアを示している。
- iii) オーストラリアとアメリカのデータは若干粗雑で不完全であるが、併せて掲げた。

カナダ - 1969
課税前・トランスファー後の所得の
ランクによる世帯所得の分配

十分位階級	各ランクのシェア			課税後所得に対するトランスファーの割合 (%)
	課税前・トランスファー前所得	トランスファー	課税後・トランスファー後所得	
1	0.1	26.0	2.5	101.7
2	1.4	21.1	3.5	60.8
3	3.9	12.1	5.0	24.3
4	6.1	8.1	6.6	12.2
5	8.0	6.5	8.0	8.1
6	9.8	5.3	9.6	5.5
7	11.7	4.9	11.2	4.4
8	14.0	5.0	13.1	3.8
9	17.1	5.1	15.8	3.2
10	28.0	6.0	24.8	2.4

資料： Canadian Submission to Conference of European Statisticians により算出

スペイン - 1973 - 1974
課税前・トランスファー前の所得
ランクによる世帯所得の分配

十分位階級	各ランクのシェア			課税後所得に対するトランスファーの割合 (%)
	課税前・トランスファー前所得	トランスファー	課税後・トランスファー後所得	
1	0.0	33.1	4.4	100.7
2	1.0	17.8	3.2	73.7
3	4.3	9.6	5.0	25.6
4	6.0	7.6	6.2	16.0
5	7.6	5.5	7.4	9.7
6	9.2	6.0	8.9	8.9
7	11.0	4.8	10.3	6.1
8	13.4	5.2	12.4	5.6
9	17.5	5.2	15.9	4.3
10	29.9	5.3	26.4	2.7

資料： Diferencias Relativas de Renta により算出

海外社会保障情報 No. 59

スウェーデン-1972
課税前・トランスファー後の所得
ランクによる世帯所得の分配

十分位階級	各ランクのシェア			課税後所得 に対するト ランスファー の割合 (%)
	課税前・ トランス ファー前 所得	トラン スファー 所得	課税後・ トランス ファー後 所得	
1	0.2	17.0	4.1	113.9
2	0.3	20.3	5.3	104.2
3	1.9	16.3	5.6	79.3
4	5.3	9.8	7.2	36.9
5	8.1	7.1	8.5	22.4
6	10.2	6.7	9.9	18.4
7	12.3	6.5	11.1	15.7
8	14.7	5.7	12.8	12.1
9	18.4	5.5	15.3	9.8
10	28.8	5.2	20.3	6.9

資料: SCB, *Swedish Survey on Relative Income Differences*, Stockholm 1974. により算出.

カナダ-1972
課税前・トランスファー後の所得
ランクによる世帯所得の分配

十分位階級	各ランクシェア			課税前所得 に対するト ランスファー の割合 (%)
	課税前・ トランス ファー前 所得	トラン スファー 所得	課税後・ トランス ファー後 所得	
1	0.3	9.8	1.0	72.0
2	1.5	18.0	2.8	48.8
3	3.3	17.2	4.4	29.6
4	5.8	11.0	6.2	13.4
5	8.0	8.6	8.0	8.1
6	10.0	7.4	9.8	5.7
7	11.9	7.0	11.5	4.6
8	14.0	6.5	13.5	3.6
9	17.2	6.8	16.4	3.2
10	28.0	7.8	26.5	2.2

資料: Statistics Canada, *Distribution by Size in Canada*. により算出

イギリス-1973
課税前・トランスファー後の所得
ランクによる世帯所得の分配

十分位階級	各ランクのシェア			課税前所得 に対するト ランスファー の割合 (%)
	課税前・ トランス ファー前 所得	トラン スファー 所得	課税後・ トランス ファー後 所得	
1	1.3	47.3	5.7	79.4
2	3.9	16.3	5.1	30.7
3	6.7	9.4	6.9	13.0
4	8.5	5.8	8.2	6.8
5	10.1	5.6	9.7	5.6
6	11.9	4.6	11.2	4.0
7	13.7	3.9	12.8	2.9
8	43.9	7.2	40.4	1.7

資料: *Economic Trends*, December 1974. により算出

フランス-1970
課税前・トランスファー後の所得
ランクによる世帯所得の分配

十分位階級	各ランクのシェア			課税前所得 に対するト ランスファー の割合 (%)
	課税前・ トランス ファー前 所得	トラン スファー 所得	課税後・ トランス ファー後 所得	
1	1.0	7.8	1.9	83.5
2	1.8	10.0	2.9	51.5
3	3.4	10.6	4.4	37.5
4	5.1	10.3	5.8	24.5
5	6.7	10.0	7.2	19.2
6	8.5	9.5	8.6	15.6
7	10.5	8.3	10.2	10.8
8	12.9	9.4	12.4	10.3
9	16.5	10.0	15.6	8.6
10	33.7	14.3	31.1	5.4

注記: トランスファーは年金のみを含んでいる。

資料: G. Banderier and P. Ghigliazza. "Les revenus des ménages en 1970", *Les Collections de l'INSEE, Série M, No. 40.* により算出

翻 訳

西ドイツ - 1969
課税前・トランスファー後の所得
ランクによる世帯所得の分配

十分位階級	各ランクのシェア			課税前所得 に対するト ランスファー の割合 (%)
	課税前・ トランス ファー前 所得	トラン スファー 所得	課税後・ トランス ファー後 所得	
1	0.8	9.9	2.3	72.2
2	2.1	13.8	4.1	58.1
3	4.1	12.7	5.6	39.0
4	6.2	10.8	7.0	26.5
5	8.1	8.9	8.2	18.5
6	9.9	7.8	9.5	14.1
7	11.4	8.4	10.9	13.2
8	13.5	8.6	12.7	11.6
9	16.6	8.9	15.2	10.0
10	27.3	10.2	24.4	7.2

資料: *Wirtschaft und Statistik*, 12/1972. により算出

イギリス - 1973
課税前・トランスファー後の所得
ランクによる世帯所得の分配

十分位階級	各ランクのシェア			課税前所得 に対するト ランスファー の割合 (%)
	課税前・ トランス ファー前 所得	トラン スファー 所得	課税後・ トランス ファー後 所得	
1	0.4	19.0	2.1	81.8
2	1.4	23.4	3.3	63.1
3	3.9	16.9	5.1	29.9
4	6.7	8.0	6.9	10.5
5	8.6	6.2	8.3	6.7
6	10.1	6.4	9.8	5.8
7	11.8	5.1	11.2	4.1
8	13.7	5.8	12.9	4.0
9	16.8	4.6	15.7	2.6
10	26.7	4.7	24.7	1.7

資料: *Family Expenditure Survey*, 1973. により算出

ノルウェイ - 1970
課税前・トランスファー後の所得
ランクによる世帯所得の分配

十分位階級	各ランクのシェア			課税前所得 に対するト ランスファー の割合 (%)
	課税前・ トランス ファー前 所得	トラン スファー 所得	課税後・ トランス ファー後 所得	
1	0.6	12.3	1.7	65.0
2	1.5	20.9	3.2	57.6
3	3.6	18.6	4.9	33.7
4	6.2	12.0	6.7	15.9
5	8.2	8.2	8.2	8.9
6	10.1	6.3	9.8	5.4
7	11.9	5.9	11.3	4.6
8	14.1	5.3	13.3	3.6
9	17.5	4.8	16.4	2.6
10	26.3	5.7	24.4	2.1

資料: *Income Statistics*, 1970. により算出

アメリカ - 1964
課税前・トランスファー後の所得
ランクによる世帯所得の分配

十分位階級	各ランクのシェア			課税前所得 に対するト ランスファー の割合 (%)
	課税前・ トランス ファー前 所得	トラン スファー 所得	課税後・ トランス ファー後 所得	
1	0.5	9.6	1.3	65.4
2	1.8	13.7	2.9	42.9
3	3.5	11.9	4.3	25.1
4	5.8	9.7	6.2	14.1
5	7.8	8.3	7.1	10.5
6	9.3	7.2	9.2	7.1
7	11.0	7.1	10.7	6.0
8	13.2	8.8	12.9	6.3
9	16.3	9.3	15.8	5.3
10	30.9	14.5	29.7	4.4

資料: D.B. Radner and J.C. Hinrichs, "Size Distribution of Income in 1964, 1970 and 1971", *Survey of Current Business*, October 1974. により算出

アメリカについては、課税後、トランスファー後の所得分配とトランスファー前の所得分配とを、それぞれの所得概念に応じた所得のランクごとの世帯分布に排列し、対応させることができる。その結果は次のとおりである。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
トランスファー前	0.3	1.7	3.8	5.8	7.5	9.2	10.9	13.1	16.2	31.6
トランスファー後	2.0	3.0	4.6	6.0	7.5	8.9	10.6	12.6	15.5	29.3

資料：B.A. Okner, "Individual Taxes and the Distribution of Income", op, cit.

オーストラリア-1966・1967
課税後・トランスファー後の所得
ランクによる世帯所得の分配

五分位階級	各ランクのシェア			所得に対するトランスファーの割合 (%)
	課税前・トランスファー前所得	トランスファー	課税後・トランスファー後所得	
1	2.9	..	6.4	..
2	13.7	..	13.7	..
3	18.4	..	17.9	..
4	24.0	..	23.1	..
5	41.0	..	38.9	..

資料：Taxation Review Committee Preliminary Report.

付録IV 本論文で使用した補間法について

各国のデータを正確に表現するいろいろな方法があるが、所得の十分位階級分布を計算するためには、各種の補間法を使用する必要があり、ここでは対数補間法が用いられている。この方法は各所得階級の平均所得が与られている場合には、次のとおりである。

ある所得階級の上下限を L_1, L_2 ($L_2 > L_1$) とし、 N_1, N_2 をそれぞれ少なくとも L_1, L_2 の所得を持つ所得単位の数（又は割合）とする。このとき、少なくとも X の所得を持つ所得単位の数が S であるような所得 X は、次の式から得られる。

$$\frac{\ln(X/L_1)}{\ln(L_2/L_1)} = \frac{\ln(S/N_1)}{\ln(N_2/N_1)}$$

従って、

$$\ln X = \frac{\ln(L_2/L_1) \cdot \ln(S/N_1)}{\ln(N_2/N_1)} + \ln L_1$$

少なくとも X の所得を持つ階級の、この階級 ($L_1 \sim L_2$) における所得の割合は、

$$\frac{L_2^{-\alpha+1} - X^{-\alpha+1}}{L_2^{-\alpha+1} - L_1^{-\alpha+1}}$$

によって得られる。ここで $\alpha = \frac{\ln(N_2/N_1)}{\ln(L_2/L_1)}$

とする。

十分位階級分布の計算にあたっては余り必要はないと思われるが、上限又は下限のない階級では、上記の α は隣接する所得階級から得ることができる。

このように、十分位階級分布の計算には、適当な S の値を算定すること、公式を使用して下降累積分布を計算することが必要で

翻訳

ある。

所得階級ごとに平均所得も総所得額も与えられていない場合もいくつかあった。この場合にも平均所得及び総所得額は推定できるのである。パレート型分布を仮定し、少なくとも y の所得を持つ所得単位の頻度を、

$$F(y) = A \cdot y^{-\alpha}$$

で与えるものとする。ただし、 α の値は所得階級ごとに与えられる数値である。上下限が L_1, L_2 の所得階級の総所得は、

$$\begin{aligned} \int_{L_1}^{L_2} y \cdot \frac{dF(y)}{dy} dy &= \int_{L_1}^{L_2} y^{(-\alpha)} A y^{-\alpha-1} \cdot dy \\ &= \alpha A \left[\frac{y^{-\alpha+1}}{\alpha-1} \right]_{L_1}^{L_2} \end{aligned}$$

で与えられる。

この所得階級の所得単位数 N は、

$$\begin{aligned} N &= \int_{L_1}^{L_2} \frac{dF(y)}{dy} dy = \int_{L_1}^{L_2} -\alpha A y^{-\alpha-1} dy \\ &= A \left[y^{-\alpha} \right]_{L_1}^{L_2} \end{aligned}$$

付録原注

- 1 これは 25.5% と推定されているが、所得を得ている者の数は 782 万 2,800 人であり、そのうち 673 万 4,400 人が、317 万 6,000 世帯の 2 人以上世帯に属している。したがって 108 万 8,400 人が、1 人世帯のうちの所得を得ている者の数ということになる。
- 2 所得の最下位のグループの平均所得額は 674 ドル/年で、支出は 1,487 ドル/年である。このように平均支出額が平均所得額を超過している世帯が、全体の 56% にも達している。

によって、 A, α と関係づけることができる。

従って、

$$\begin{aligned} \text{平均所得} &= \frac{\frac{\alpha A}{\alpha-1} \left[y^{-\alpha+1} \right]_{L_1}^{L_2}}{A \left[y^{-\alpha} \right]_{L_1}^{L_2}} \\ &= \frac{\alpha}{\alpha-1} \left[\frac{L_2^{-\alpha+1} - L_1^{-\alpha+1}}{L_2^{-\alpha} - L_1^{-\alpha}} \right] \end{aligned}$$

ここで、 α の定義は前述のとおりである。开区間では α は隣接する所得階級から得られる。 $L_2 = \infty$ の場合は、

$$\text{平均所得} = \frac{\alpha}{\alpha-1} \cdot L_1 \quad (\alpha > 1) \quad \text{であり、}$$

$L_1 = 0$ の場合は、

$$\text{平均所得} = \frac{\alpha}{\alpha-1} \cdot L_2 \quad \text{である。}$$

- 3 J.-P. Runut, "Les revenus des ménages en 1962", *Etudes et Conjoncture*, December 1965; G. Banderier,, "Les revenus des ménages en 1965" and G. Banderier and P. Ghigliazza, "Les revenus des ménages en 1970" (both published in *Les collections de l'INSEE*, série M, Nos. 7 and 40)
- 4 特に, DIW, *Wochenbericht*, 25/73 and 35/74.
- 5 主として, *Wirtschaft und Statistik*, 10/72 and 12/72.
- 6 所得の定義では, 贈与と現物所得が入れられているが, 「貨幣所得」とよばれている。
- 7 世帯主と同居している家事使用人は, 3人以下であれば同一世帯に属するものとされている。
- 8 この資料についての詳しい検討は, Royal Commission on the Distribution of Income and Wealth. Report No. 1, "Initial Report on the Standing Reference", HMSO, 1975. で行われている。
- 9 いわゆる "Blue Book" である。
- 10 1929年から1963年までの古い期間をカバーしているデータは, 現在のデータとは完全な対比はできない。

(完)

海外社会保障カレント・トピックス (5)

— 1982年3月～6月 —

厚生省大臣官房国際課

はじめに

今回は、新たにOECDにおける社会保障関係プロジェクトの動向をとりあげた。これまで先進国における経済成長や途上国への開発協力を比重を置いていたOECDが社会保障に関心を示しはじめた背景には、社会保障支出が増大して財政を圧迫し、これが世界的な経済の不調の一因になっているとの認識がある。

たとえば、アメリカや西ドイツでは、ここでもとりあげたように年金財政の悪化が大きな政治問題になっているし、イギリスとフランスの事例は医療費の抑制がなかなか困難なことを物語っている。一方、スウェーデンの発表した統計にみるように、各国とも社会保障支出は毎年着実に伸長しており、その抑制が難行しているのは社会保障が行政システムの不可欠の構成要素として定着していることを裏側から明らかにしているようにもみえる。

だとすれば、OECDが社会保障を重視しはじめたのは、それが経済に無視しえない影響を与えるほどに肥大したからのみではなく、社会保障がそれ自体の理念と方法

を見直さなければならないほどに確立したからではなからうか。

1. アメリカー社会保障年金財政の悪化ー

1982年4月1日、社会保障信託基金（我が国の厚生保険特別会計に相当する）の理事会は、老齢・遺族保険（OASI）、障害保険（DI）及び疾病保険（HI）並びに診療保険（SMI）の各基金のそれぞれにつき、1981年を通じての運営状況（拠出者数・受給者数の推移等）及びその財政収支状況に関する短期・長期にわたる将来予測を内容とする年次報告をまとめ、議会に提出した。

この報告によれば、OASI基金の財政は悪化の一途をたどり、支払準備資産は期初の228億ドルから215億ドルへと13億ドルも減少することになった。DI基金もこの間6億ドルの資産減をみている。結局、OASDI基金は7年連続して資産を減少させたことになる。

いきおい将来予測も暗いものとなる。比較的楽観的な前提を置いたケースでも、1983年7月には期日通りに年金給付ができなくなり、1985年には資金準備が

涸渇するという事態に立ち至るとされている。2056年までの長期予測においても著しい収支不均衡が避けられない見込みとされている。

以上のように、米国の社会保障年金は深刻な危機に直面している。その対策については、昨年5月の政権側の抜本改革案が流産した後、短期的には(82年限りで)OASI, DI及びHIの基金間貸借が認められ(HI基金のみは資産を増加させている)、長期的には超党派の「社会保障改革国民審議会」(National Commission on Social Security Reform)が本年12年までに出す報告に委ねられたかっこうになっている(連載第3回参照)。しかし、83年度予算審議において財政赤字幅の縮小が最大の焦点となっており、11月の中間選挙を前に年金改革が一層大きな政治的争点になることも予想される。

2. イギリス—外国人に対するNHS 有料化決定

外国人のナショナル・ヘルス・サービス(NHS)利用の有料化については、1981年10月から実施の見込み(その後さらに半年間実施延期)として、その概要が、昨年3月末発表されていたところであるが(連載第1回参照)、その後1年を経過した1982年3月22日、ファウラー保健社会保障大臣は議会で演説し、本年10月1日を期して、昨年発表した内容を一部緩和した姿で実施すると発表した。

有料化の対象者は、EC及び相互医療保障協定(相手国の国民に対し自国の医療保障制度を適用することによって相手国にお

ける自国民の相手国の医療保障制度の適用を確保することを内容とする二国間又は多数国間の条約)の締約国等を除く国の国民であって、①英国に永住する者、②英国でフルタイムの仕事をしている者とその被扶養者、③及び英国に1年以上滞在している者(昨年公表された案では3年以上滞在する者とされていた)のいずれにも該当しない者である。従って、観光客や短期留学生等の短期訪英者は有料化の対象となる。

この結果、対象となる外国人は病院で診療を受ける際、1日につき80～130ポンド(約37,000円～61,000円)を支払うことを要する。また、一般開業医(General Practitioner)の診療を受けることはできなくなった。

この措置によって約600万ポンドの収入増が見込まれているが(前回発表時の増収見積りは約500万ポンドであった)、NHSによる病院費用の総額が年間30億ポンドであることを考えると外国人有料化による増収は余りにも小さく、実益が疑わしいという意見もあるほか、有料化が人種差別の原因になるとか、費用徴収に手間と費用がかさみすぎるといった懸念の声も依然として小さくないようである。

3. 西ドイツ—年金額の1983年分 引上げと年金財政

1982年3月31日の閣議において、年金額の1983年分の引上げ率が5.6%と決定された。これは1979年から1981年までの年平均賃金上昇率に見合うものである。この措置は1983年1月1日から実施され、対象支給件数は、約1,360万

件とされている。

他方、同日閣議決定された「1982年・年金調整報告」(Rentenanpassungsbericht)においてエーレンベルク連邦労働社会大臣^(註)は、中期的には年金財政の財政事情に問題なしとしたが、長期的な見通しとして保険料の引上げか給付の削減によらねば将来の年金財政の収支は保てないと述べている。

西ドイツの公的年金の被保険者は、1980年に約2700万人(20才から60才までの年齢階層のうち、男子の5分の4、女子の5分の3をカバーしている)であるが、受給者数は1982年に約1,320万人(老齢年金受給者はこのうち860万人)で受給者は対前年比2%の増加を示している。しかも老齢年金受給者のうち約100万人は、いわゆる弾力条項の適用により、65才の年金支給開始年齢前の早期年金支給を受けている。また、公的年金の準備高は昨年30億マルク増加し217億マルクに達しているが、これは2、4ヶ月分の年金総支出に相当するにとどまる。さらに年金保険料率の一部失業保険料への振替措置(連載第3回参照)により、1983年末の準備高は169億マルク(1.6ヶ月分の支出額に相当)に減少するものと見込まれている。

このような情勢のもとで賃金の年間平均上昇率を6%と仮定すると準備金は1994年迄は法定最低準備金1カ月分を維持できるが、仮に賃金上昇率が5%だと1988年には早くも準備金が1カ月分を割るものと予測され、エーレンベルクの発言を裏づ

けている。

西ドイツでは、最近・内閣改造が行われ、

4月28日、エーレンベルクに代って、ヴェストファル(Heinz Westphal)が労働社会大臣に、フーバーに代って、フックス(Anke Fuchs)が青少年・家庭・保健大臣に就任した。

4. フランス—医療費支出の新たな エスカレート

フランス国民生活研究所(CREDIC)が1982年4月末に発表したところによると、ここ数年比較的鎮静していた医療費支出の伸びが1981年に至って大きく上昇する気配をみせている。特に目立つのは入院費の上昇が頭打ちなのに対し、薬剤費等が急速に上昇していることである。

医療費(社会保障によって償還されたもの及びされないもの)は1981年において、434億フラン(約9兆7.360億円)に上り、国内粗生産の7.8%(1970年は5.7%)、最終家庭消費の12%(1970年は9.4%)にあたる。これを国民一人あたりの数値で見ると、フランス人は1年間に平均4,528フラン(約181,000円)を医療費として支出していることになる。これは1980年の17.9%増であり、近年の上昇率(1980年、16.9%、過去11年間の平均では16.8%)を上回るものである。

新たな傾向としては、①入院費の上昇率が1970年から1981年までの平均19.6%に比較して18%にとどまり、その全体に占める割合が50.2%と横ばいになっていること、②診療費・往診費の上昇

率は15.6%とやや低めであるが、そのかわり処方費(薬剤費・検査費等)が急速に伸びていることである。すなわち、薬剤費は過去12年間の平均12.8%に対して、20.1%、検査分析費が19.6%、医療補助費(マッサージ士、看護婦等の費用)が20.1%上昇している。

5. スウェーデン—社会保障関係費用 統計の公表

このほど、スウェーデン中央統計局は、1980年の社会保障関係統計費用^註(1980年に支出された社会保障関係費用を集計したもの)を公表した。この資料は我が国の制度との比較等にあたって基礎的資料として役立つものと思われるので以下にその概要を記録しておくこととしたい。

まず、全体的なアウトラインは次のとおり。各項目とも着実な伸びをみせている。

前年値

総費用	160,441百万クローネ	(137,074)
対前年増	+23,367百万クローネ	(+14,410)
対前年費	+ 17.0%	(+ 12.0)
対GDP比	32.6%	(33.2)
国民1人当たり	19,289クローネ	(16,527)

社会保障制度を構成する主な部門別の支出。付加年金の伸びが著しい。

	百万クローネ	対前年比増
国民年金	33,119	(16.7%)
医療・公衆衛生	30,602	(15.2%)
健康保険	22,660	(10.7%)
付加年金	19,042	(26.1%)

このうち、特に、社会保険(健康保険・労災保険・失業保険・国民年金及び付加年金)について、その支出総計は78,280

百万クローネ(前年67,044百万クローネ)で、社会保険支出が全社会保障支出に占める場合は48.8%(前年48.9%)に達している。

次に社会保障財源の負担割合をみてみよう。前年に比べて殆んど変化がなく、制度の安定性が高いことを示している。

国	28%	(前年28%)
地方自治体	28%	(" 29%)
事業主	43%	(" 42%)
被保険者	1%	(" 1%)

そのほか、「年別・項目別社会保障関係費用」、「項目別・負担者別社会保障関係費用」、「社会保険各制度別負担割合」、「社会保障各制度別負担割合」及び「年別・負担者別社会保障関係費用」等々に関する統計も含まれている。

註1979年の同じ統計については、本誌55号(1981年9月号)53頁以下を参照。

6. OECD—社会政策プロジェクトの動き

OECD(経済協力開発機構)の中で、社会福祉、社会保障等の社会問題を担当する労働力社会問題委員会(Manpower and Social Affairs Committee)は、ここ数年、社会政策(Social Policy)の経済過程への影響の問題等に関心を深めつつある。

OECDにおける社会政策プロジェクトは、1980年10月に聞かれた「1980年代の社会政策に関するコンファレンス」の成果のフォローアップ作業として進行している。ここでのテーマは、経済的効率と社会的平等との望ましい調和をめざし、公

共支出増大の原因分析，経済，人口，労働力の将来の動向に応じた公共支出の将来予測，社会的ニーズの計測等に及んでいる。

1982年6月2日～3日に開かれた第57回労働力社会問題委員会において，これらのテーマに基づくプロジェクトは，

1983年の事業計画に吸収され，ほぼ次の二つのカテゴリーに整理されることとなった。すなわち，①社会的支出の成長とそのコントロール（**The Growth and Control of Social Expenditures**）

についての一般的研究，例えば，社会政策関連の公共支出の変化と政府のとりうる政策選択の分析，②特定の社会保障プログラムにおける革新（**Innovation in Special Social Security Program**）の研究，例えば，保健医療，年金，失業保険の

分野における効率性と政策効果を高める政策選択の問題等々である。このうち，すでに1982年中には医療費の増大とその抑政策に関するプロジェクトが完成する見通しであり，また年金に関するプロジェクトも準備が進みつつあり，まもなく作業が本格的にスタートすることになる。

いずれにせよ，先進諸国に共通する厳しい経済財政事情という枠組みの中で，社会政策のあり方を検討することの重要性はわが国においても緊要なものとなっており，OECDのような国際機関が，保健医療・年金等の分野において加盟国の経験をふまえた国際的研究活動を行うことは間違いなく1980年代の大きな課題の一つであろう。

海外社会保障関係文献目録

1982年1月～3月 社会保障研究所図書室受入分

社会保障・社会政策一般

- Allmän försäkring m m 1979.
Stockholm, Sveriges officiella statistik,
Riksförsäkringsverket, 1981. 318p. 25cm.
- Bridges, Jr., Benjamin
Family Social Security taxes compared
with Federal income taxes, 1979. *Social
security bull.* 44(12) Dec. 1981. p.12-18.
- Euzéby, Alain et Chantal
Sécurité sociale, coût de la main-d'oeuvre
et compétitivité des entreprises. *Revue
d'économie politique* 91(5) sept.-oct.
1981, p.579-591.
- Evolution de la sécurité sociale des travailleurs
salariés en 1980. *Revue belge de sécurité
sociale* 23(9) sept. 1981, p.775-790.
Notes documentaires.
- Freyssinet, Jacques
Sécurité sociale, crise économique et
productivité du travail. *Droit social* (12)
déc, 1981, p.794-798.
- Hundert Jahre Sozialversicherung: von der
Kaiserlichen Botschaft zum Recht auf
soziale Sicherheit. *Bundesarbeitsblatt* (11)
1981 Nov. p.5-57.
- ILO
The cost of social security, 10th interna-
tional inquiry, 1975-1977. Geneva' 1981.
ix, 115p. 30cm.
- ISSA. General Assembly, 20th, Manila,
Oct.-Nov. 1980. (Report IV-V)
General principles on which the right to
social security benefits is based. Reporter:
M. Magrez (Belgium). (Report IV)
Conflicts between national laws and the
principles of international standards in the
field of social security. Reporter: R. Bonne
(France). (Report V)
65, 28p. 30cm.
- Jahrbuch des Sozialrechts der Gegenwart
Bd.3, hrsg., von Prof. Dr. Georg Wannagat.
Berlin, Schmidt, 1981. 463p. 24cm.
- Kewley, Thomas Henry.
Australian social security today: major
developments from 1900 to 1978. Sydney:
Sydney University Press, 1980. xiii, 233p.
25cm.
- Klages, Helmut
Überlasteter Staat-verdrossene Bürger? : Zu
den Dissonanzen der Wohlfahrtsgesell-
schaft. Frankfurt, Campus, 1981. 169p.
21cm.
- Lhuguenot, Michel
Un changement difficile et nécessaire: la
Sécurité sociale à réinventer. *Droit social*
(12) déc. 1981, p.788-793.
- Michra, Ramesh
Society and social policy: theories and
practice of welfare. 2d ed. London, Mac-
millan Press, 1981. xi, 221p. 23cm.
- Mootoosamy, Sandrasegaram
Developing the social security system: the
experience of Mauritius. *Int. social security
rev.* 34(4) 1981. p.446-461.
- Mosdorf, Siegmard
Die sozialpolitische Herausforderung:
Wohlfahrtsstaatskritik, Neue Soziale Frage
und die Zukunft der deutschen Sozial-
politik. Köln, Bund-V., 1980. 171p. 21cm.
(Schriftenreihe der Otto Brenner Stiftung
16)
- Myers, Robert J.
Investment policies and procedures of the
Social Security trust funds. *Social security
bull.* 45(1) Jan. 1982, p.3-8.
- Nell-Breuning, Oswald von
Was "kostet" der Sozialstaat? *Sozialer
Fortschritt* 31(2) Feb. 1982, p.25-28.
- OECD.
Integrated social policy: a review of the
Austrian experience. Paris, c1981. 257p.
24cm.
- Popescu, Andrei
Bilateral social security agreements con-
cluded between European socialist coun-
tries. *Int. labour rev.* 121(1) Jan.-Feb.
1982, p.67-76.
- Prétot, Xavier
L'Etat et la Sécurité sociale, réflexions sur
le service public. *Droit social* (12) déc.
1981, p.799-811.

Report on social developments year 1980.
Brussels, Commission of the European
Communities, 1981. 184p. 23cm.

Rothman, David J.
Social history and social policy / edited by
David J. Rothman and Stanton Wheeler.
New York: Academic Press, 1981. xii,
336p. ill. 24cm.

Silver, Morris
Affluence, altruism, and atrophy: the de-
cline of welfare states. New York: New
York University Press, c1980. xvii, 248p.
ill. 2rcm.

Skidmore, Felicity ed.
Social security financing. Cambridge,
Mass.: MIT Press, c1981. xiii, 295 p. 24cm.
Papers from a symposium on alternate
methods of social security financing held in
Washington, D.C., Apr. 21-22, 1980.

Social security statistics 1981, by the Dept. of
Health and Social Security. London,
HMSO, c1981. 267p. 30cm.

Die sozialpolitische Entwicklung im Jahre
1981. *Nachrichten Dienst* 62(2) Feb. 1982,
p.51-59.

Tropman, John E. ed.
New strategic perspectives on social policy
/ edited by John E. Tropman, Milan J.
Dluhy, and Roger M. Lind. New York:
Pergamon Press, c1981. xxviii, 598 p.
24cm. (Pergamon policy studies on social
policy)

社会保険

Bauriedl, Ulrich
100 years of German social insurance:
looking back on a century of self-managed
social security. *Int. social security rev.*
34(4) 1981, p.403-409.

Burkhauser, Richard V. and Jennifer L. Warlick
Disentangling the annuity from the redi-
stributive aspects of social security in the
United States. *The rev. of income and
wealth* 27(4) Dec. 1981, p.401-421.

Dahlby, B.G.
Adverse selection and Pareto improvements
through compulsory insurance. *Public
choice* 37(3) 1981, p.547-558.

Eriksen, Tor E.
Some reflections on the role of the Nation-
al Supplementary Pension Scheme in the
Swedish pensions system. *Int. social securi-
ty rev.* 34(4) 1981, p.410-426.

Hermesen, Karl-Werner
UV-Renten verbessert. *Bundesarbeitsblatt*
Jan. 1982, Chronik der Sozialpolitik,
p.27-28.

Hey, John D. & Kostas Gr. Mavromaras
The effect of unemployment insurance on
the riskiness of occupational choice. *J. of
public economics* 16(3) Dec. 1981,
p.317-341.

Kingston, Jerry L., Paul L. Burgess and Robert
D. St. Louis
Overpayments in the unemployment insur-
ance system in the United States. *Int.
social security rev.* 34(4) 1981,
p.462-476.

Kröner, Otto
Damals und heute. *Bundesarbeitsblatt* Jan.
1982, Arbeitslosenversicherung, p.16-20.

Padilla, Arthur
The unemployment insurance system: its
financial structure. *Mthly. Labor rev.* 104
(12) Dec. 1981, p.32-37.

Pelikan, Wolfgang
Rentenversicherung: mit Versorgungsaus-
gleich im Scheidungsfalle. 5., durchges.
Aufl. München, Beck, 1979. xlvii, 613p.
20cm. (Sozialversicherung in Frage und
Antwort 3Bd.)

Runner, Diana
Unemployment insurance laws: changes in
1981. *Mthly. labor rev.* 105(2) Feb. 1982,
p.16-23.

Schulte, Von Dr. Bernd
Die soziale Sicherung von Autoren und
Künstlern im Bereich der Europäischen
Gemeinschaften. *Sozialer Fortschritt* 31(2)
Feb. 1982, p. 30-37.

Schweke, William
Pension funds that pay social dividends.
Public welfare 40(1) Winter 1982, p.
36-43.

Statistik der deutschen gesetzlichen Renten-
versicherung Bd.57: die Leistungen zur
Rehabilitation und die zusätzlichen Lei-
stungen in der gesetzlichen Rentenversiche-
rung im Jahre 1980, hrsg. vom Verband
Deutscher Rentenversicherungsträger.
Frankfurt, 1981. xi, 339p. 30cm.

Tinsley, LaVerne C.
Workers' compensation: key legislation in
1981. *Mthly. labor rev.* 105(2) Feb. 1982,
p.24-30.

Yaniv, Gideon
Unemployment insurance benefits and the
supply of labor of an employed worker. *J.
of public economics* 17(1) Feb. 1982, p.
71-87.

社会福祉

- Adler, Michael
Discretion and welfare, by Michael Adler and Stewart Asquith. London, Heinemann Ed., c1981. 296p. 23cm.
- Bernstein, Blanche
Shouldn't low-income fathers support their children? *The public interest* (66) Winter 1982, p. 55-71.
- Bixby, Ann Kallman
Social welfare expenditures, fiscal year 1979. *Social security bull.* 44(11) Nov. 1981, p. 3-12.
- Dalley, Gillian
Maternity benefits: their present role and future development. *The j. of social welfare law* Nov. 1981, p. 329-334.
- Geschäftsbericht des Deutschen Vereins 1980/1981. *Nachrichten Dienst* 62(1) Jan. 1982, p. 5-40.
- Glisson, Charles A.
A contingency model of social welfare administration. *Administration in social work* 5(1) Spring 1981, p. 15-29.
- Greenblatt, Michael
Public welfare, notes from underground / by Michael Greenblatt and Steven S. Richmond. Cambridge, Mass.: Schenkman Pub. Co., 1979. xii, 132p. 22cm.
- Grunow, Dieter ed.
Welfare or bureaucracy? : Problems of matching social services to Clients' needs/ edited by Dieter Grunow, Friedhart Hegner. Cambridge, Mass.: Oelgeschlager, Gunn & Hain, c1980. xvi, 238p.; 24cm. (Research on service delivery; v. 2)
- Haftpflichtversicherungen im Pflegekinderbereich. *Nachrichten Dienst* 62(2) Feb. 1982, p. 60-62.
- Handbook of the social services/edited by Neil Gilbert and Harry Specht. Englewood Cliffs, N.J.: Prentice-Hall, c1981. xvi, 703p.; 25cm.
- Hibbard, Michael
The crisis in social policy planning. *Social service rev.* 55(4) Dec. 1981, p. 557-567.
- Kirchner, Montserrat
La profession d'assistant social en Espagne. *Service social dans le monde* 40(3) Sept. 1981, p. 3-9.
- Parsloe, Phyllida
Social services area teams. London, G. Allen & Unwin, 1981. 189p. 23cm. (Studies in the personal social services: No. 4)
- Pflanzler, Steven I. and Burton Gummer
A normative framework for field instruction in social welfare management. *Administration in social work* 5(1) Spring 1981, p. 43-53.
- Pittenger, John C. & Peter Kuriloff
Educating the handicapped: reforming a radical law. *The public interest* (66) Winter 1982, p. 72-96.
- Poister, Theodore H.
Federal transportation policy for the elderly and handicapped: responsive to real needs? *Public administration rev.* 42(1) Jan./Feb. 1982, p. 6-14.
- Rochefort, David A.
Progressive and social control perspectives on social welfare. *Social service rev.* 55(4) Dec. 1981, p. 568-592.
- Specht, Harry
British social services under siege: an essay review. *Social service rev.* 55(4) Dec. 1981, p. 593-602.
- Teare, Robert J.
Social work practice in a public welfare setting: an empirical analysis. New York: Praeger, 1981. xxii, 175 p.: ill.; 25cm. (Praeger special studies in social welfare)
- Walden, Theodore
The matrix organization: an alternative to bureaucracy. *Administration in social work* 5(1) Spring 1981, p. 31-42.
- Winch, Frances
Maternity rights provisions—a new approach. *The j. of social welfare law* Nov. 1981, p. 321-328.

保健・医療

- Drummond, M.F.
Studies in economic appraisal in health care. Oxford; New York: Oxford University Press, 1981. 216 p.; 23cm. (Oxford medical publications)
- Eastaugh, Steven R., 1952—
Medical economics and health finance. Boston, Mass.: Auburn House, c1981. xi, 340 p.: ill.; 25cm.

- Joskow, Paul L.
Controlling hospital costs: the role of government regulation. Cambridge, Mass.: MIT Press, c1981. 211 p.; 24cm. (MIT Press series in health and public policy; 2)
- LoGerfo, James P. ed.
Access to medical care: progress, problems and prospects. Suppl. to *Medical care* 19(12) Dec. 1981, 80 p. 26cm.
- Michel, Clément
The consumption of medical care in France. *Int. social security rev.* 34(4) 1981, p. 427-445.
- Regan, D.E. and John Stewart
An essay in the government of health: the case for local authority control. *Social policy & administration* 16(1) Spring 1982, p. 19-43.
- Salkever, David S.
Hospital-sector inflation. Lexington, Mass.: Lexington Books, c1979. xiii, 185 p.; 24cm.
- Schneider, von Dr. Markus
Zur Erhöhung der Arzneikostenbeteiligung in der GKV. *Sozialer Fortschritt* 31(2) Feb. 1982, p. 37-42.
- Sloan, Frank A.
Regulation and the rising cost of hospital care. *The rev. of economics and statistics* 63(4) Nov. 1981. p. 479-487.
- Studies on the economics of mental health.
The j. of human resources 16(4) fall 1981, p. 493-548.
- Wistow, Gerald
Collaboration between health and local authorities: why is it necessary? *Social policy & administration* 16(1) Spring 1982, p. 44-62.
- Cibulski, Ora and Simon Bergman
Mutuality of learning between the old and the young: a case study in Israel. *Ageing and society* 1(2) July 1981, p. 247-262.
- The income and resources of the elderly in 1978. *Social security bull.* 44(12) Dec. 1981, p. 3-11.
- McCulloch, Andrew William
What do we mean by 'Development' in old age? *Ageing and Society* 1(2) July 1981, p. 229-245.
- Markson, Elizabeth Warren
Public policies for an aging population/ edited by Elizabeth W. Markson, Gretchen R. Batra. Lexington, Mass. Lexington Books, c1980. viii, 141 p.; 24cm. (The Boston University series in gerontology)
- Morrison, Malcolm H. ed.
Economics of aging: the future of retirement. New York: Van Nostrand Reinhold, c1982. xxi, 294 p.: ill.; 24cm.
- Ogawa, Naohiro
Economic implications of Japan's ageing population: a macro-economic demographic modelling approach. *Int. labour rev.* 121(1) Jan.-Feb. 1982, p. 17-33.
- Phillipson, Chris
Pre-retirement education: the British and American experience. *Ageing and society* 1(3) Nov. 1981, p. 393-413.

高齡者問題

- Arie, Tom ed.
Health care of the elderly; essays in old age medicine, psychiatry and services. London, C. Helm, c1981. 240 p. 23cm.
- Bytheway, W.R.
Demographic statistics and old age ideology. *Ageing and society* 1(3) Nov. 1981, p. 347-364.